

占領下の神奈川の教育

—「神奈川軍政部月例活動報告書」に見る教育改革の諸相—

神奈川県立平塚江南高等学校
真壁 広道
平成11年度長期研修員
研修分野 (教育調査)

目 次

	P.
はじめに	1
1 神奈川軍政部と月例活動報告書	1
(1) 神奈川軍政部	1
(2) 月例活動報告書について	1
2 月例活動報告書に見る1948年の神奈川	3
(1) 学校視察	3
(2) 教育委員会	6
(3) 教員に対する研修	7
(4) 教職員適格審査及びSCAPIN 448 号違反	9
(5) 女性に関する問題	11
おわりに	12
引用・参考文献	14
注	15
付	
資料1 月例活動報告書等資料所在	21
資料2 第八軍オリエンテーションスクール	22
資料3-1 月例活動報告書 1948年9月Annex E-1	26
資料3-2 月例活動報告書 1948年9月Annex E-2	28
資料3-3 月例活動報告書 1948年10月Annex E-1	31
資料3-4 月例活動報告書 1948年10月Annex E-2	36
資料4 月例活動報告書の項目及び内容	40
民間情報教育課 Annex E 1947年11月～1948年2月	
民間教育課 Annex E-1 1948年3月～1949年3月	
民間情報課 Annex E-2 1948年3月～1949年3月	

はじめに

戦後の教育改革は、1945年8月から1952年4月まで続いた連合国の占領下で行われた。地方レベル及び学校レベルでの教育改革に関して、地方を管轄した軍政部は大きな影響力を持っていた。軍政部に所属し、実際に各学校をまわって視察を行う民間教育担当官との緊張した関係の中で、具体的な個々の改革が行われた。関わりを持った民間教育担当官の個性が、それぞれの学校関係者に強烈な印象を残した。神奈川軍政部において教育を担当したベーカー (R. V. Baker) とその後任のマックマナス (R. P. McManus) は、対照的な個性として多くの関係者の記憶に刻み込まれた。神奈川県教育改革を思い出すとき、しばしば引き合いに出される「マックマナス旋風」なる言葉は、関係した多くの人々にとって、ともすれば暗いイメージがつきまとう占領時代の神奈川の教育の一コマを端的に表す言葉だった。

地方軍政部は担当する地方の実状と課題を分析して上級部に報告する活動報告書を作成していた。この報告書は、直接的に日本の国民と関わった軍政官の目を見た当時の地方の状況だった。

本研究は、神奈川軍政部民間教育課及び民間情報課の作成した月例活動報告書 (Monthly Military Government Activities Report) を紹介し、その報告書に写し出された1948年の神奈川の状況を概観するものである。

1 神奈川軍政部と月例活動報告書

(1) 神奈川軍政部

1945年8月、戦争が終わって、占領軍として日本に上陸したのは、本土での戦いに備えていたアメリカ合衆国の第六軍及び第八軍だった。概ね、第六軍が西日本、第八軍が東日本を担当した。この年の終わりに、第六軍は撤退したので、占領は第八軍によって行われた。神奈川県は占領当初GHQの総司令部が置かれていたこと、第八軍の司令部が横浜に残ったこともあり、東京とともに他県とは違った扱いを受けた。通常は各県の軍政部の上に地区軍政部が置かれる形をとっていたが、神奈川は東京とともに第八軍の直轄下に置かれていた。単に一地方としてではなく、全国的性格を帯びた機関の下に位置づけられたのである。当初神奈川県は、第八軍管下の物資補給と神奈川県の軍政を管轄するUSASCOM-C¹⁾の管轄下に置かれた。1946年3月末にこの機関が解散すると、東京-神奈川軍政部の管轄下に置かれた。東京から別れて独自の神奈川軍政部が置かれたのは1948年2月10日からである。この場合も、神奈川軍政部は第八軍直轄下にあり、関東軍政部からは独立していた。占領が始まって4年に近づいて軍政部は改組となり、1949年7月1日をもって民事部に移行した。さらに11月には、都道府県の民事部は廃止となり、地区民事部が担当することになった。この段階で神奈川民事部は廃止となり、関東民事部が神奈川を担当することになった²⁾。

軍政部内で教育を担当するセクションとして設けられていたのが、民間情報教育課だった。民間情報教育課は1948年3月に民間教育課と民間情報課に分離した。民間教育課は教育行政全体、女性問題等を担当し、民間情報課は図書館、公民館、視聴覚センターなどの情報メディアの改善及び民主化のためのプログラムの推進を担当した。

教育委員会の選挙については、両者の間で緊密な協力が行われた³⁾。

(2) 月例活動報告書について

第八軍は、地区軍政部及びその下に置かれた県単位の軍政部に対し、月例活動報告書その他の報告書の作成を、施行命令によって義務づけ、様式を規定していた。第八軍が1947年4月30日付で発した施行命令第37号は、「慣行」として行われていた月例活動報告書を「制度として確立」したものである⁴⁾。以後それは内容は新たな施行命令によって更新されて行くが、施行命令第37号

は以下のように規定している⁹⁾。月例活動報告書は基本報告、Annex A政治及び政府の活動、Annex B公的及び私的福祉活動、Annex C労働監視報告、Annex D経済に関する要約、Annex E民間情報及び教育活動、Annex F占領史報告⁹⁾で構成される。本研究で扱うAnnex Eについては、(1)教育、(2)情報、(3)宗教、(4)その他について報告することが規定されていた。各Annexはそれぞれ担当セクションが個別に用意し、抜き出して関係セクションに配布できるようになっていた。それぞれの報告書には、管理のための記号が振られていた。Annex E、Annex E-1はMG-12、Annex E-2はQCIE-02の記号が与えられた。

地方教育行政の改革がどのように行われたのかその実態を明らかにする上で、軍政部資料の重要性を指摘し、各地方の軍政部が作成した月例活動報告書の研究に先鞭を付けたのは阿部彰である。阿部彰は全国の軍政部の資料を包括的に駆使し、個々の報告書から占領期の地方教育制度の成立過程の全体像を明らかにした⁹⁾。軍政部の月例活動報告書をもとに占領期を明らかにしようとする研究としては、岡山、中国、北海道の軍政部の報告書を題材とした大矢一人の研究論文(参考文献)がある。月例活動報告書を翻訳し紹介するという研究に取り組んだものとしては、抄訳という形であるが、福井県及び埼玉県の翻訳資料の紹介がある(参考文献)。本研究においては、地方軍政部の概要を理解するにあたって、また用語等の翻訳にあたってこれらの先行研究を参考とした。また本研究は、神奈川県教育改革の実態に迫る上で、月例活動報告書の重要性を指摘した梶輝行の論文⁹⁾から示唆をいただいた。

ア 資料の所在

本研究においては、国立国会図書館憲政資料室が保管しているマイクロフィッシュ化されたGHQ/SCAP資料の中から、神奈川県の月例活動報告書を検索した。GHQ/SCAP資料は1952年の占領の終了とともに、GHQがある限りの資料を段ボール箱に詰め込んでアメリカ合衆国に送ったものであり、国立公文書館の内部組織であるワシントン国家記録物センター(WNRC)に収容されている。国立国会図書館は、1978年以来アメリカ合衆国国立公文書館と複製収集契約を結んで収集し、マイクロフィルム、もしくはマイクロフィッシュの形で、憲政資料室において順次公開している。もともとの分量は段ボール箱にして推計1万余箱、フィルム3千万枚と言われている⁹⁾。地方軍政部の月例活動報告書は、主に地方行政を担当したCAS(民事局)の資料の中にファイリングされている。CASの資料は、関連する内容毎に、また地方毎に目録化されているが、現在の段階では十分に整理されてはおらず、1枚のマイクロフィッシュに複数の種類の資料が混在している状況である。神奈川県の月例活動報告書についても、一部しか見つからず、資料自体の状況も良くなく、散逸している部分も多い。前述したように、月例活動報告書は各担当部門がそれぞれのAnnexを作成したが、Annex毎に分冊にして、それぞれ担当部に送られることになっていた。教育、情報に関する報告書はCIE(民間情報教育局)にも送られており、ここでもある程度整理がなされていた。本研究では、CIEの資料についても検索を行った。本研究で使用した月例活動報告書の、資料の所在については、巻末の資料1として添付した。

東京-神奈川軍政部時代、月例活動報告書はセクション1が東京、セクション2が神奈川という形で書かれていた。月例活動報告書は前述したように第八軍の施行命令によって、その基本的な書式が定められていた。今回の資料の調査で確認できた東京-神奈川軍政部の月例活動報告書で最も古いものは1947年8月のものであるが、確認できたのは東京に関する記述だけであり、神奈川に関しては欠落している。神奈川に関する記述があるもので最も古いものは1947年11月の報告である。1948年の2月まで、報告書は民間情報教育活動となっており、教育と情報がAnnex Eとして一つの報告書にまとめられている。これは当初教育と情報が一つのセクションとして置かれていたことによる。1948年3月の報告から、教育に関する報告と情報に関する報告はそれぞれ、民間教育課、民間情報課が独自にAnnex E-1、Annex E-2という独立

した形となった。今回の調査で存在が確認されたものは1947年11月から1948年2月のAnnex E、1948年3月から1949年9月までAnnex E-1、1948年5月を除いて1948年3月から1949年9月までのAnnex E-2である。1948年5月のE-2については、CIEの資料に他県の報告書が整理されているが、神奈川のみだけタイトルページしかなく、報告書が欠落している。この月については、各地区の報告書とともにチェック表が添付されているが、神奈川県だけチェックされていない。CASについても、この月の報告は確認できなかった。なお、地方軍政部は1949年7月に解散し、地方民事部に移行したために、1947年7月の報告からは民事部による報告となっている。1949年11月にはさらに組織変更が行われ、神奈川民事部が関東に吸収された。神奈川軍政部としては最後の報告になるはずである1949年10月の報告については確認できなかった。

月例活動報告書には、1947年11月分を除いて、すべて担当者の氏名が記されていた。本研究で扱った期間のE及びE-1はすべてマックマナスの名が記されている。マックマナスが教育担当官として赴任したのは1946年11月である。マックマナスは組織替えに伴い、1949年の11月に関東民事部に移るが、その後も、神奈川県との教育関係者と関わりを持ち続け、その関係は朝鮮戦争に従軍するために日本を離れるとき(1951年6月)まで継続した。E-2については1948年3月からジョーンズ(Graydon J. Jones)、1948年6月からはセバスチャン(Paul Sebestyen)、1949年2月からはメイスン(Anthony Mason)、1949年9月はヘンゼル(Margaret Hensel)の名前が付されている。

イ 資料の性格

月例活動報告書を見るにあたって、この報告書が書かれた性格を押さえておかなければならない。この報告書は地方軍政を担当した軍政部の担当官が、上級部に対して、日本の現状を紹介し、分析して報告するものだった¹⁰⁾。日本人に対して勧告を行う類のものではなかった。日本の現状と日本人に対して行った助言の記録、上級部に対して行う活動の報告だった。軍政部の人材は阿部彰が指摘するように、絶えず不足していたし、人材的にいっても必ずしも手慣れた行政官が配置されるというわけではなかった。やり方が、基本線から逸脱する場合もあった。記録するにあたり、担当官が功を焦り正確でない報告を行うことがないとも言えなかった¹¹⁾。また、日本側が正確な情報を提供しない場合もあったとも考えられる。食い違っていたのは、見解の相違だけではなかった。事実の記録についても、軍政部の記録と日本側の記録の間に食い違いが存在していた¹²⁾。この食い違いに、当時の日本側の意識と、軍政部の意図の相違を読みとることもできよう。

2 月例活動報告書に見る1948年の神奈川

民間教育プログラムには次のような項目があった。学校視察、成人教育、青年団体やボーイスカウト、ガールスカウトとの協力、6・3・3制の確立、教員の現職教育、会議のためのグループの組織化、教員の適格審査及び宗教に関する調査である。これに基づいて、民間教育担当官の具体的な任務が規定された¹³⁾。任務については所定の様式に則った形で、報告書の提出が義務づけられた。神奈川の報告書もその基本に沿って作成されていた。月例活動報告書が扱った項目は、資料4「月例活動報告書の項目及び内容」に見るように多岐に渡っているが、本研究は、その中から(1)学校視察、(2)教育委員会、(3)教員に対する研修、(4)教職員適格審査及びSCAPIN 448号違反¹⁴⁾、それに(5)女性に関する問題の5項目を取り上げ概観するものである。

(1) 学校視察¹⁵⁾

学校視察は教育改革が、滞りなく実践されているかどうかを確認する上で、重要な意味を持った。学校視察について、第八軍のマニュアルは毎月5校の視察を義務づけていた。さらに、特定の目

的が実現されたのかどうかを確認するための抜き打ちチェックの規定さえ明文化していた¹⁰。学校視察の活動としては次の9項目を掲げていた。a 学校視察様式に記入すること b 学校の樹木の調査 c 教室訪問 d 教員及び生徒に対するインタビュー e 生徒組織に対する講話 f 視察後の教員及び校長との会議 g その場での改善 h 県の教育幹部に対する不足点の報告 i 不足点についてどの程度まで改善をさせるのかを決定し、さらなる改善の示唆を与えること¹⁷。さらに、調査しなければならない項目は詳細にわたってマニュアル化されており、現地でそれをもとに民間教育担当官が質問をした¹⁰。マニュアルは「青写真を押しつけてはならない」旨を説き、教育の経験を持ち、訓練を受けた民間教育担当官が視察を行う旨を明記していた。「大学教育を受けていない」、「教育の経験を持たない人物」が「教育の専門家を気取ったとき」にどのような反応が起こるのか懸念してのことだった¹⁰。学校視察は、連合国が押し進める基本原則と、長く続いた慣習の上に立つ学校が直接的に接するところだった。民間教育担当官は基本的な指示を受けていたとはいえ、教育行政官としての経験が不足している場合もあり、「日本側行政当局との関係で指導的立場に立ち得る人材の不足と配置の不均等」が見られた²⁰。人間は基本的に長い時間の中で形成された慣習や日常の在り方をベースに考えるものである²¹。教職員に限らず、国民の多くは、敗戦という動かしがたい現実があって、大転換をしなければならないことを理解していても、意識は簡単に変わるものではなかったと思われる。両者が接するとき、そこにはしばしば感情の衝突が生まれた。民間教育担当官が型通りに行おうとすればするほど、教職員は強権的な権力の執行を感じるとともに、反対することができないジレンマを飲み込まなければならなかったに違いない。勧告や助言の中身がどのようなものであれ、視察を受ける側には強圧的な態度を痛感せざるを得ないものであり、否応なく強い抵抗を感じさせたであろう。絶対的に正しいものが正義を教える式のやり方は、受け手に愉快なものであろう筈がない。また、視察を前にしては萎縮せざるを得ない、時には卑屈にさえならざるを得ない場面もあったであろう²²。阿部彰は「日本側教育行政関係者の権威依存的体質が『強圧』を実態以上に増幅し、それを特定政策の遂行に逆用した」とし、民間教育担当官の個性の違いが教育改革に大きな違いを生ぜしめたとしながらも、日本側教育行政関係者の中にあつた「被占領観、教育観及びそれを裏づける人事の仕組み」が重要な要件であつたと指摘している²³。これが「マックマナス旋風」を始めとする「伝説」を育てた土壌となつた。

1947年11月から1949年3月までの17ヶ月間の月例活動報告書を見ると、学校全体に関わる一般的な指摘は少なからずあつたし、個別に指示に従っていない学校、不効率が著しい学校に対する辛辣な評価があつたが、報告された数自体は次ページの表に見るように必ずしも多いというわけではなかつた。教育改革の意図をよく理解し、取り組んでいると民間教育担当官が捉えた学校に対しては、積極的に肯定的な評価が与えられた。町民あげて倉庫を新しい校舎にした大船町立大船中学校はマックマナスから絶賛を受け²⁴、トライアウトを実践した横浜市立根岸中学校、同平楽中学校は報告書でも「傑出した」学校として複数回取り上げられた²⁵。コア・カリキュラムを実践する横浜市立石川小学校²⁶、同平沼小学校、福沢村立福沢小学校（現南足柄市立）、伊勢原町立成瀬小学校²⁷、女性校長が活躍する横浜市立星川小学校²⁸、個人時間割に取り組む吉浜町福浦村学校組合立吉浜中学校（昭和36年、湯河原中学校に統合）²⁹、男女共学に取り組む横浜市立横浜商業高等学校³⁰は高い評価を受けた。批判対象として名前が挙げられた学校や、あるいは個別に名前が挙げられなかつた数多くの学校で、民間教育担当官がどれほど厳しい態度を取つたのかについては、報告書からは読み取ることができない。多くの関係者が憤激を抜きでは思い出すことができない1コマ1コマは、報告書の中には表現されなかつた。

全体的には、小学校について見ると「すし詰め」状態が最大の問題だった。二部制あるいは三部制で授業を行わなければならない状況が繰り返し報告された。新制2年目を迎えた中学校については、旧青年学校の校長がそのまま校長となつて旧態依然の取り組みをしていることを問題とし³¹、校舎の不足を問題として取り上げる一方で、新しい教育への積極的な取り組みに注目して

いた。旧制中学校及び高等女学校から新制高等学校に移行した学校についての評価は一般に賤しかった。人々の新制高等学校に対する意識が、大学への「進学校」と見ることにについて、また共学の立ち後れについて、強い批判が投げかけられた³²⁾。非効率的な運営と、過剰になっている職員数についての批判もあった³³⁾。

1947年11月～1949年3月の報告に名前があげられ学校と民間教育課の評価

1947年11月	特定の学校なし			
12月	神奈川工業学校	指令の掲示なし	職員過剰	d
	横浜第二高等女学校		職員過剰	d
	川崎第一女子商業学校		職員過剰	d
1948年1月	根岸中学校		職業教育を評価	a
2月	大師中学校		校長の無能力	d
3月	農業訓練校		教育部が掌握していない	d
4月	大船中学校		町ぐるみで海軍の倉庫を校舎にしたことを評価	a
5月	秦野高校・秦野女子高校		情報プログラム CIE映画上映	
6月	根岸中学校		職業教育を評価	a
7月	学校視察に関する報告なし			
8月	学校視察に関する報告なし			
9月	学校視察に関する報告なし			
10月	横浜第三高校		校舎建築中	
	横浜第一女子高校		理科の教科書が説明不足という報告	
	神田小学校		高学年で共学が行われていない	d
	星川小学校		女性校長の下調和のとれた運営	a
	山北女子高校		女性教頭任命?	
	根岸中学校		P T Aの協力、職業コースの記事発表	
	平楽中学校		ホームルーム制のトライアウト	a
11月	湘南村の小学校		理科実験と工作	a
	峰小学校		校舎不足	
	港高校		男女共学の試み	
	平楽中学校		ホームルーム	a
	港中学校		学校図書館	a
	根岸中学校		職業トライアウト	a
12月	大倉山女子中高校		公立学校の生徒受入、家父長的運営	d
	武相中高校		公立学校の生徒受入	
	石川小学校		カリキュラム研究	a
	平沼小学校		カリキュラム研究	a
	福沢小学校		カリキュラム研究	a
	成瀬小学校		カリキュラム研究	a
1949年1月	秦野高校・秦野女子高校		男子校女子校が別々であることが不合理	d
2月	石川小学校		「石川カリキュラム」への関心	
3月	横浜商業高校		真の男女共学	a

月例活動報告書の記述から判断し、民間教育課の評価と考えられるものをa、dで表した。

a 報告書に肯定的な表現が見られるもの

d 報告書に批判的な表現が見られるもの

* 特に評価をしていないものについては、aもdも付さなかった。

** 本文中にある吉浜中学校の報告があるのは1949年5月であり、この表には含まれない。

前述したように、今回の検索によって確認できた月例報告書の中で、最も初期のものは1947年11月のものである。1947年11月には、神奈川軍政部の民間情報教育課にマックマナスが教育課長として赴任してから1年を経過していた。教職員の追放を含む徹底した視察が行われたのは、むしろこれ以前であり、教育改革は新たな時代の構築の段階に入っていた。月例活動報告書を見る限り、神奈川軍政部が行った取り組みは、その手法から多くの不満を残したとしても、その不満はジープに乗っての抜き打ち的な訪問、相手方の事情を無視して矢継ぎ早に一方向的に質問項目をまくし立てること、何かにつけて強圧的な態度を取ること等³⁴⁾が主であり、それらは手法に関する不満であって、GHQ/SCAPが定めたラインから逸脱するものでもなかった。もっとも、人々にとっては内容以上にその手法が問題であることも多々あったのに違いない。

(2) 教育委員会

教育委員会の設立は、教育基本法の制定に始まった新教育のための改革の大プログラムの仕上げとなるものだった。教育委員会は教育を中央集権的な統制と教育の外部から受ける統制から切り離し、国民の手元に置くためのものだった。すなわち戦前の官僚統制的に行われる命令式の在り方、教育関係職員が政治的な配慮によって任命されていた在り方を廃し、「素人」の国民のもとに置くことだった。そのために、国民の選んだ一般人が委員会を構成し、それが学校を運営し、教員を任命する形がつくられた。第一回目の教育委員会の選挙は、都道府県及び五大市³⁵⁾で1948年10月5日に実施されることになった。二年毎に半数改選されるとしたため、最初の選挙では3名が2年任期、3名が4年任期で選出されることになったが、その人選は得票順で決定することになっていた。同数である場合はくじで決定するとされた。議会から選出される1名の任期は議会の任期に合わせるとされていた³⁶⁾。

神奈川県においても、10月5日の教育委員会選挙に向けて、民間教育課と民間情報課が協力し、啓蒙活動に取り組んだ³⁷⁾。教育委員会の考え方は、第一回アメリカ教育使節団の報告に示されていた。以後、教育刷新委員会の第三特別委員会が検討し、時間をかけて深めてきたものだった。政府が教育委員会法を国会に提出したのが1948年6月15日、文教委員会で修正を受けた後、教育委員会法が成立したのは7月5日のことだった³⁸⁾。その意味では、長い時間をかけて成立したものではあったが、法が公布されて3ヶ月以内の選挙ということもあり、周知のための時間は不足気味だった。従来の学校に馴染んできた国民にとって、全く新しい思想の上につくられたこの制度は、身近なものとして捉えるのは難しい一面もあったと思われる。啓蒙の手段として、新聞発表、ポスター、宣伝のリーフレット、ラジオ放送、映画、PTAの集会など様々なメディアが利用された。教育週間中の9月30日に行われたパレードは、その頂点となる行事だった³⁹⁾。軍政部は新しい制度に対する県民の理解を得る為、新聞を効果的に利用した。軍政部が最も頼りにしたメディアは『神奈川新聞』だった。新聞用紙の割り当てが少ないために部数を拡大できない悩みを抱えていたものの、軍政部は『神奈川新聞』を高く評価していた。『神奈川新聞』が9月に教育委員会について掲載した記事は50、10月について掲載した記事は57に達したと、民間情報課の月例活動報告書は『神奈川新聞』の協力を感謝しながら述べている⁴⁰⁾。選挙の約1ヶ月前にあたる8月29日の『神奈川新聞』は、第一面のトップで、民間教育担当官のマックマナスに対して行った教育委員会についてのインタビューを取りあげた⁴¹⁾。

どのような人々が実際に教育委員に選出されるのかは重要だった。軍政部は立候補者についてその経歴を丹念に調査し、分析を行った⁴²⁾。教育委員会選挙に絡んで、軍政部が懸念していたのは、労働組合の推す教員が教育委員になること、旧ボスが教育委員になること、選挙が政党色を

帯びること等だった⁴³⁾。軍政部はこれらについて、当初から断固たる見解を示していたが、神奈川県教職員組合はこれをマックマナスの圧力として捉え批判し、立候補を貫いた⁴⁴⁾。この部分は、国会の議論の中で修正が加えられたところでもあった⁴⁵⁾。9月13日には神奈川県軍政部の長ポーターが、ふさわしい候補者に対して投票するよう内山県知事、石河横浜市長に対し勧告を行った⁴⁶⁾。民間教育課はその働きかけにもかかわらず、県民の受け止め方が充分でないことを認識していた。8月の報告では、市町村に対する周知が充分でないことを指摘していた⁴⁷⁾。実際の投票結果を見ると、県民の教育委員に対する関心の度合いは高いとは言い難かった⁴⁸⁾。民間教育課は県及び横浜市の教育委員会とも「保守的である」とコメントし、県の教育委員の選挙では、女性が1位と2位で2名選ばれたこと、神奈川県教職員組合が推した候補者は、神奈川県、横浜市とも落選したこと、共産党の候補者は当選しなかったものの35,012票と多くの票を獲得したこと、政党色が強い候補者は選ばれなかったこと、都市に比べ農村部では政治ボスの影響が強いために投票率が高かったことを報告した⁴⁹⁾。そうではあったが民間情報課は「有能で満足度の高い」人々が選出される結果となったと表現している⁵⁰⁾。教育委員会の設立に伴い、11月より県教育部の再編成が始まった。教育委員会の設立以後、教育委員会の報告が月例活動報告書の中に項目として設けられるようになった。

(3) 教員に対する研修

新制度を支える上で人材は何にも増して欠かすことのできないものの一つだった。適格審査によって不適格者を除外する一方で、新教育制度にふさわしい人材を養成することが急務だった。旧教育を受けた教員に対し、新しい制度を理解させる必要があった。そこで行われたのが再教育だった。加えて、教員の自らの意志による継続的な向上も期待された⁵¹⁾。

新しい教育制度の導入に伴い、従来の教員免許状を所有し現職に就いている教員に対して、新制度の下で求められる基礎教育を施すものとして、1947年より認定講習会が行われた。この認定講習はこれを受講することによって、新免許状の取得が可能になるという性格を持つものだった。その内容は新憲法、教育基本法、学校教育法等の教育関係法規、教育原理、学習指導要領、教育心理学等からなっていた。時間数についてはそれぞれの資格によって異なるが、小学校教諭認定講習の場合、最低65時間以上が規定されていた⁵²⁾。1948年7月には現職教員再教育計画のうち、都道府県が主催する夏期講習会について、細目が示された⁵³⁾。その目的は、現職教員に対し「新しい学校教育の関係法規、学校編成、学校行政、教育心理、学習指導要領及び教授方法を修得させる」機会を提供することだった。講習会の基準は「文部省が総司令部民間情報教育部(CIE/SCAP)の承認を得て決定したもの」であり、都道府県はこれに基づいて実施計画を立案する責任と権限を負った。その他の講習も奨励され、軍政部はセミナー、ワークショップを積極的に主催あるいは後援した。軍政部の月例活動報告書はこのように行われたセミナーや講習会の概略を記録した。概要は以下の通りである。

1947年 11月C 教員研修(前期中等教育教員対象、神奈川県師範卒業生対象)、D セミナー及びワークショップ(小学校長対象セミナー、中学校長対象セミナー、中学校英語教員対象セミナー、理科教員対象セミナー、英語ワークショップ、社会科ワークショップ)

1948年 3月1c 教職員(教員研修に関する実績数報告、青年学校の校長及び教員の配置)、同4月1e 職業上の出版物(英語ワークショップの教員用教材、英語教育研究会) 同5月1b 中学校教頭セミナー(民間教育課が中学校プログラムの進展を見るために2つの郡をベースに開催、19項目からなる資料配付、CIE映画上映)、同8月1c 現職教育プログラム(小中学校教員対象県内12カ所で8日日程で開催、教員組合からの質問に対しこの研修が発学320号に基づくものであることを説明)、同10月1 学校視察(小学校と高等学校では現職教育プログラムが不十分)、2c 現職教育(文部省からのパンフレット未着、高等学校について11週プログラム立ち上げ、その内容紹介) 2f 高等学校英語教育研究会(英語祭を県内五カ所で開催、英語祭の一

環として弁論大会実施) 2g 横浜市中学校英語教員セミナー(『ピーターと狼』を教材として使用、レコードの利用法)、同11月2d アメリカンスクール訪問(県高等学校社会科部対象、川崎の中学校教頭及び視学対象、横浜の小学校教員のアメリカン・エレメンタリースクール訪問)、2f 中学校教頭セミナー(1日日程のセミナーが4回から6回へ、5回目はアメリカンスクール訪問、6回目はCIE図書館への訪問と平塚、港、根岸の3校訪問、セミナー参加者の意見紹介) 同12月 2f アメリカンスクール訪問(小学校教員グループの訪問1組、中学校の英語教員2組、フランス語及びスペイン語の授業見学、アメリカンスクール訪問の効用)

1949年 2月1 学校視察(若い教員間の相互理解不足のため現職教育プログラムが効果的でない状況) 2e 小学校教員セミナー(横浜の小学校教員を対象に6回のセミナー)、同3月2c 中学校校長研修(2日間日程で4回開催、IFELの参加者がリーダーを務める)

*項目の前の番号及び記号は月例活動報告書に対応している。資料4参照のこと。

講習についての取り組みは中学校では比較的順調に進んでいるが、小学校、新制高等学校は遅れが目立っていると民間教育課は認識していた⁵⁰。両者に対する取り組みを強化しなければならなかった。1948年10月の報告によると、新制高等学校対象の講習は、全体で11週からなり、土曜日の9時から16時まで行われた。東京高等師範学校の教授が中心となって行う(当初は神奈川師範学校教授だったが民間教育担当官の勧告で交替したとある)教育コースが6回、その他に教科に関する講習が行われた。文部省職員、東京高等師範学校、神奈川師範学校、横浜市立経済専門学校、東京大学、CIEが行った講習会に参加した教員等が入り代わり講師を務めた⁵¹。民間教育課が行ったセミナーは、資格等によっていくつかの形態があるが、例えば中学校教頭のセミナーでは、CIE図書館、新教育の実践で傑出している中学校への訪問、アメリカンスクール訪問などが日程の中に含まれることもあった⁵⁰。1949年3月の月例活動報告書では、後述する教育長等講習会⁵⁷(IFEL)修了者が、初めて講習会のリーダーを務めたことが紹介されている。以後IFEL修了者は新たなリーダーとして、現職教育に一定の関わりを持つようになった⁵⁸。講習会の中で、大きな効果があると民間教育課が捉えていたうちの一つがアメリカンスクールの訪問だった⁵⁹。アメリカンスクールの協力の下で授業の見学、施設の見学、その後の討論が行われた。進めようとしている教育改革の具体的な姿が、そこには存在していた。

こうした認定講習を含む現職教育を、日本側がどのように取り組んでいくのかは、軍政部として重要なポイントだった。セミナーの後では、参加者に自分の意見と提案を書く報告を求めていた⁶⁰し、後には試験を実施した⁶¹。報告に現れた代表的な声として、月例活動報告書は、「このセミナーに参加する中で、わが校の改良に関して新しい発想が思い浮かぶようになった」等の好意的な意見を紹介している⁶²。しかし、その一方で、この取り組みが必ずしもうまくいっていないことも記録せざるを得なかった。効果が上がらない理由を考察した報告もあった。「高等学校と小学校は現実に何ら現職教育プログラムを備えていない」⁶³、「現職教育プログラムが効果的でない理由は学校管理者と教員、それも特に若い教員との間に相互理解がないことによる」⁶⁴、「過去において、校長はこれらのプログラムに気まぐれに参加しており、欠席や遅刻はしばしばだった。講義にはほとんど関心を示さなかった」、「横浜の現職教育プログラムは貧弱な計画であり・・・教員の側に全くと言っていいほどの無関心が広がっていた」⁶⁵等の表現はこうした講習会の一面を伝えている。

一方、教育委員会法の制定によって、「教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる」教育長(教育委員会法第42条)と、教育委員会の事務局に「専門職員」として「教員に助言と指導を与える」(教育委員会法第46条)指導主事を置く(教育委員会法第45条)ことになった。教育長には人格者であることとともに、教育行政について専門的な知識を持っていることが求められた⁶⁶。教育委員会法の第41条1項は「教育長は、別に教育職員の免許に関して規定する法律の定める教育職員の免許状を有するものうちから、教育委員会がこれを任命する」としていた。しかし、この段階では教育職員免許法がまだ制定されてい

かったので、第78条1項の規定により「別に政令で定める資格を有する者」のうちから選ぶことになった。その別の資格を与えるものとして、文部省の定める教育長等講習会が定められた（教育委員会法施行令第13条及び施行規則第3条）。それに伴い、「将来の教育長及び指導主事を養成するため教育長及び指導主事の職務遂行に必要な基本的事項について、基礎的教育を施すとともに、地方教育の指導に必要な技術を習得せしめることを目的」とし、文部省が主催しCIEが賛助する教育長及び指導主事講習会要項が定められた⁶⁷⁾。講師としては日本側は大学、高等専門学校教員養成諸学校の教授、教育関係官吏及び学識経験者約17名、アメリカ合衆国側はこのために来日予定の大学教授及び教育行政官約17名となっていた。受講者数は教育長については第1回第2回とも170名づつ、小学校関係指導主事については第1回第2回とも182名づつ、中学校関係指導主事（新制高等学校を含む）は第1回第2回とも122名づつとされ、各都道府県に割り当てられた。神奈川県に割り当てられたのは教育長8名、小学校9名、中学校5名だった。受講者の申込は9月9日、筆記試験は9月10日に行うこととなり申込資格、試験の実施要項の細目も通知された⁶⁸⁾。

この教育長等講習会について、神奈川県政部の民間教育課が最初に言及したのは、1948年10月である。教育長講習会試験を受けたのは18名（4名が師範学校教員、3名が高等学校の校長、11名が県及び市の教育担当官）、選ばれた4名のうち2名が校長2名が市教育担当官であること、指導主事講習会試験を受けたのは48名（2名が師範学校教員、7名が中学校教員、13名が高等学校教員、6名が小学校教員、20名が県及び市の教育担当官）、選ばれた8名のうち4名は県もしくは市視学、1名が高等学校教員、1名が中学校の教頭、1名が小学校の校長、1名が師範学校の教授であること、女性が一人も選ばれなかったことが記録されている⁶⁹⁾。翌11月には、第2回目の講習会参加申込状況が記録された。教育長講習会の申込が18名（県もしくは市の幹部4名、校長6名、教員8名）、中学校指導主事講習会の申込が16名（県もしくは市の幹部4名、校長1名、教員11名、うち女性1名）、小学校指導主事講習会の申込が11名（県もしくは市の幹部3名、教員8名）であるということ、多くの学校では締め切り前日に募集の通知を受け取ったことが記録された⁷⁰⁾。この選考の結果は翌12月に報告された。教育長講習会に坂本六合魁（山北女子高等学校教諭）⁷¹⁾、彦由亀一（横浜市教育長）、中村新一（県教育長）、小学校指導主事講習会に中村亨（横須賀市教育部指導課視学）、守屋大輔（県教職員課主事）、石井正夫（小田原市立新玉小学校教諭）、府川元治（神奈川師範男子部附属小学校教諭）、中学校指導主事講習会に望月進（県課長）、松本喜美子（県立横浜第一女子高等学校教諭）が選ばれたことが記録された。この経過について、当初選ばれた9名のうち7名が県及び市の幹部であり、県幹部の一人は12月4日まで申請も行っていなかったのに選ばれたこと、当初女性が一人も含まれず軍政部が県幹部2名に代えて女性1名、教員1名を推薦するよう暫定教育長に対し説得したこと、県及び市のそれぞれが従来の幹部を確保しようという傾向があることがコメントとして報告された。さらに、県及び市の幹部は予め決めていた人物のみを任用しようと考えており、後から受講者として追加した人物ではなく、結果的に受講しないことになった当初予定の人物を指導主事に任命しようと考え、軍政部に賛同を求めたことが報告された。また、第1回の参加者について横浜市の3名の幹部は、講習会以前の地位に戻るようになったことも記録された⁷²⁾。

これらの講習会の参加者はリーダーシップを取ることが期待されており、1949年3月の報告では、中学校の校長研修に際して教育長等講習会参加者が運営に協力して役割を果たしたことが肯定的に評価された⁷³⁾。

(4) 教職員適格審査及びSCAPIN 448号違反

日本側の教職員適格審査委員会が行う、適格審査に関する報告は基本的に毎月行われ、その数字が提示された。適格審査の結果不適格となった人物について、また不適格であった人物が再審査によって適格となった場合には、その人物について事由を含めて、簡単に記録されることも

あった。神道指令違反に関わるSCAPIN 448号違反関係については、その経過が報告された。SCAPIN 448号違反は、法廷で扱われるケースだった。当然ながら、適格審査委員会もこのケースを扱った。本研究が扱った期間、SCAPIN 448号違反として、月例活動報告書で複数回取り上げられたのは⁷⁰⁾、足柄下郡片浦中学校の「宮相撲事件」、中郡の「大山事件」、「学校集会を神社で行った」藤沢市の六会小学校及び六会中学校の事件の3件⁷⁰⁾である。月例活動報告書は、「中郡の25名の校長2名の教育担当官及び神道宮司による、また足柄下郡の2名の校長によるSCAPIN 448号違反の申し立てに関して、上級司令部から受けた勧告に従って、日本政府に調査を要求している。有効な証拠があれば、該当の教育者を日本の法廷で裁判を受けさせるよう要求している」⁷⁰⁾のように、事件の扱いの経過のみを記録しており、具体的な事件内容についての記録を含んではいない。片浦中学校の事件については、上記の報告が行われた後は何の報告も為されていない。片浦中学校の事件は、GHQが受けた投書を元に、マックマナスが断固たる拳に出て、校長を更迭したとされるケースである。この事件は、事件をめぐるやりとりの中に、当時の日本の学校の中で、軍政部のこの事件に対する対応ぶり、占領軍がどのような意識の下で捉えられていたのかが浮き彫りにされている。

CIEはこの事件について、事件の端緒となった告発の手紙及び処置に対する嘆願状(何れも複数)をファイリングしている⁷¹⁾。CIEが最終的にまとめた事件の概要は次の通りである。

神奈川県足柄下郡片浦町にある片浦中学校の調査

- 1 競技が行われた日時 1947年8月29日午後2時30分から4時
- 2 生徒が競技に参加していたかどうか 参加していた。
- 3 校長が代表力士を選んだのかどうか この行事の目指すところが体育教育の振興にあり、神道と関わりを持つものではないと考え、職員会議は学校としてこの行事に参加する事を決定した。また、職員会議は、相撲に参加することは指令の違反にはならないと解釈し、競技に力が強く体のよい子どもを選んだ。
- 4 (1) 競技をどのように行ったのか (2) 誰が後援していたのか (3) 誰が参加していたのか
 - (1) a このプログラムは体育文化協会の幹部会の場で決定した。
 - b 湯河原中学校の生徒と学校対抗の競技が行われた。
各生徒は対戦相手と三回戦を行った。
対戦は最下級生から始まり、同じ学年の生徒同士が対戦し、最後に最上級生の対戦となった。
 - (2) 誰が後援していたのか 神奈川県足柄下郡湯河原町の湯河原町体育振興会である。
 - (3) 誰が参加していたのか 補欠選手1名を含む6名の生徒、第7学年1名、第8学年2名、第9学年3名である⁷⁰⁾。

参考資料

- 1 競技は湯河原中学校で行われるものと事前に理解していたが、当日になって初めて、集会が五所神社の境内で行われることがわかった。
- 2 五所神社は湯河原町にあり、競技は祭りの前夜に行われた。
- 3 競技は湯河原町体育文化振興会の後援で行われた。会長はソエダ フクタロウである。
- 4 競技が神道の神社の境内で行われたという事実は、この神社が祭る神に奉納する行事であるという印象を与えたが、競技はまず第一に体育教育行事であった。
- 5 競技に生徒を参加させた湯河原中学校及び片浦中学校は、競技が指令違反にならないのかどうか念入りに研究した。その結果、前者の学校は生徒の選択に委ね、後者は、競技会場が居住地から遠いということで教員の引率の下で参加した。

投書は3通ファイリングされているが、それらは「軍国魂」⁷⁹⁾を育ててきた奉納相撲が「連合軍の命令違反」に該当する、明らかな指令違反に対し連合軍が「何の手も打たないのは驚き」である、このような活動は学校の生徒間に「戦争精神的なものを広げる」もので「意図的に」指令に従わない人がいることを告発していた。軍政部は調査の結果、教員の付添の下で生徒を学校として参加させた片浦中学校を問題とし、校長を更迭に追い込んだ。湯河原中学校については学校とは関わりなく生徒が自分の意志で参加した形をとったということで不問となった。住民から尊敬されていた「進歩的」な校長が辞任に追い込まれたことから、GHQに対して嘆願状が書かれた。嘆願状は5通ファイリングされている。立派な人格者故許してほしい、軽率な行為を反省しているので寛大な処置を、進歩的な校長を失うことはマイナスである等の嘆願に加え、「個人の仇を討つ」手段であるかもしれない、「非常に不明朗」で「特異な存在」となっている怪しい同僚がいる、「二人の共産党の人物が主謀となって」「謀略」を図りマックマナスを陥れようとしている等の訴えもあった。一方に、GHQの権威を頼って「密告」し、「謀略」に訴え自らの榮転を求める人々がいた。あるいはいると考えられた。一旦下されたGHQの判断は強固であり、ただその権威にすがって嘆願するより他、道は残されていないというやり場のない気持ちがあった。長い間慣習あるいは日常としてきたものが、敗戦という現実によって、一方的に解釈され、断罪される、こうした一面が人々の間に屈折した感情を引き起こさないはずがなかった。この件についてのGHQの最終的な判断は上記の調査結果の通りだった。裁判では無罪となり、辞職に追い込まれ教諭に降格した校長は、その後別の学校の校長職に復した⁸⁰⁾。前述したように、月例活動報告書はこの事件の最終的な結果については触れていない。

適格審査の結果についての報告は基本的に毎月行われた。「旧委員会」及び「新委員会」⁸¹⁾の審査の結果が記載された。「旧委員会」の数字については、復職を除いて、この分類で最初に報告が行われた1947年12月以後数字が動かず、適格審査対象計13,005人、適格計12,985人、不適格計20人、追放計61人、再審査後不適格計0と記録された。復職については、1948年7月以前は12人、8月以後は15人と記録された。「新委員会」については、1947年12月段階で適格審査対象計が3,308人（不適格20人）⁸²⁾、1949年3月段階での審査対象計が9,570人（不適格29人）と記録された⁸³⁾。1947年11月に11月30日付として、審査対象計3,009人（不適格18人）とあるが、以後の記録から判断して新委員会の記録であると考えられる。この他に、1946年10月3日付の発適36号⁸⁴⁾の規定により、教職員適格審査委員会が文部省管轄外の職員を審査した結果の数字も報告された。教職員適格審査の結果についての日本側の資料は、1948年4月1日発行の神奈川県公報に発表されたものがあるが、これによると、1948年1月1日から3月10日までの期間として「審査人員494人、適格者数489人、不適格者数5人」という数字が記録されている⁸⁵⁾。軍政部の資料と扱っている期間等にずれがあり、日本側の数字と一致していない。今後の研究が待たれるところである。中央委員会⁸⁶⁾に提訴したものについては、その経過が記録された。

(5) 女性に関する問題

女性の地位の改善は、占領政策の柱の一つだった。民間教育課は女性の地位の改善全般について取り組み、現状を分析し報告した。学校においては、共学、女性教員の確保に重点を置いた。月例活動報告書には、女性に関する問題についての特別の項目が設けられた。月例活動報告書に取り上げられた女性に関する問題の項目と内容は以下の通りである。

1947年 11月 1 女性に関する問題（JACA月例会での講演、日本青年女性キリスト教会主催の大会、平塚高等女学校での講演、外国食品の調理についてのデモンストレーション）

1948年 1月 2 その他 a ヴァイニングによる講演 b リクリエーションプログラム計画のため愛甲郡文化民主ワークショップ設立 c 県立第一高等女学校で魚と野菜の割り当てに関する会議開催（JACAの

坂部支部長、ESSのアプトンら出席)、同2月 1h 女性に関する問題(横浜市立第一女子商業学校で「効率のよい生活」について担当官4回講演)、同7月 2 女性に関する問題 a 女性ウィークリーフォーラム(横浜西区等で7月13日より開催、活動が活発でない地域がある) b リーダシップ教育研修(7月26日から28日まで浦和で開催、女性23名と男性5名参加)、同8月2 女性に関する問題 a 女性問題担当官が川崎の女性リーダーに講演、横浜市が女性問題担当の長に女性任命、横浜第一女子高等学校に女性校長を任命するという発表あり)、同9月 b 女性校長(平塚、横須賀、小田原の県立女子高等学校に女性校長を任命すると教育部長発表)、同10月 3c 女性に関する問題(JACA<女性の高等教育及び奨学金制度についての講義計画>、女性文化研修クラス<横浜市社会教育課研修としてアメリカ人の家庭訪問、県社会教育課講演実施、週例フォーラム完了、浦和のリーダーシップ教育研修に参加した代表が会議開催、民主主義の手順や理念について理解不足)、同11月 3b 女性に関する問題(女性団体の中にある従来のリーダーと一般のメンバーの間のギャップ、婦人少年局の活動、県及び市の婦人部の活動)、同12月 3b 女性に関する問題(闇市に反対する運動、川崎の女性団体と会議、婦人少年局の活動、県及び市の婦人部の活動、女性教員)

1949年 1月 3b 女性に関する問題(女性団体幹部と個別に行った非公式の会合、国会選挙に対する関心の低さ)、同2月 3b 女性に関する問題(婦人少年局の予算不足、トウモロコシ食品のデモンストレーション)、同年3月 3d 女性に関する問題3月8日国際デーの祝典)

民間教育課の報告には、JACA(日本大学婦人協会)主催の講演を始め、女性に向けて行われた様々な講演、フォーラム、イベントが報告された。その内容は、民主主義や女性の地位についての意識を高めることを目的とするものから、外国の食物の調理法のデモンストレーション、家事についての研修、アメリカ人の家庭の在り方の紹介、闇市に反対するキャンペーン等多岐に渡っていた。民間情報課は1948年4月の報告で、食糧配給について活動した女性の言として次の発言を紹介している。「女性が悪を正すために、堂々と献身することができたのは日本史上初めてのことです。諸悪をこれまでは『仕方がない』と言って諦めてきたのです⁹⁷⁾。女性の間には団体がつくり、積極的な活動も見られるようになった。その一方、民間教育課は、女性団体が「民主的な組織を運営するにあたり、理念や手続きについて相当理解が不足」していたり、「隣組とレツテルが貼られることを恐れて」団体がつくりられない状況を認識し⁹⁸⁾、従来のリーダーシップと「普通の」メンバーの間に意識のずれがあることを指摘した⁹⁹⁾。1949年3月8日に行われた国際デーの祝典では、2,000名の参加者を集めた川崎の集会もあったが、小田原の二つの集会が参加者がなかったために流れたという記述もあった¹⁰⁰⁾。

女性の教員が不足していることについての報告もあった¹⁰¹⁾。女性教員は同じキャリアを持つ男性教員に比べて給与が低いという苦情の記録もあった¹⁰²⁾。横浜の星川小学校の女性校長が、学校運営において大きな成果を収めていることが取り上げられた¹⁰³⁾。教育委員として女性が高得票で選ばれたことについても記述された¹⁰⁴⁾。第2回IFEL受講者の候補として女性が出てこなかったことについては、軍政部が説得して候補者を立てた経緯が報告された¹⁰⁵⁾。女性校長が任命されたとする報告が2度為されている¹⁰⁶⁾が、それは事実ではない。どのような経過でこれらの報告が為されたのかについては不明である。

共学に関して、校長及び教員に対して調査も行われた¹⁰⁷⁾。小中学校においては共学の座席配置については一般的になっていないものの、進展しつつあることが報告された。高等学校については、共学に理解を示しながらも、「中学校で男女共学を経験していない生徒は高等学校でその用意ができていないはずがない」、「父母、特に女子の父母が男女共学について教育されなければならない」等の理由で、高等学校に「即刻男女共学を導入することは危険である」旨のためらいがあることが示された。秦野のように、男子高と女子高が隣接しているにもかかわらず、別々の学校であることは不効率であるという指摘もあった¹⁰⁸⁾。統合によって神奈川県で最初の共学校となった横浜商業高等学校については高い評価を与えていた¹⁰⁹⁾。高等女学校から新制高等学校に移行中の女子高等学校についての分析¹¹⁰⁾では、多くの生徒が最終学年に在籍していないことを取り上げ、よ

い結婚を目指す生徒及び保護者と大学に進学するための学校として位置づけしようとする学校の態度の間にギャップがあることを指摘していた。女子高等学校では家庭科に多くの時間を取り過ぎているという指摘も為された¹⁰¹⁾。

おわりに

「よりよい学校をよりよい教室を」。この言葉は教育委員会選挙に向けて、1948年9月22日から行われた教育週間のメインとなった行事で掲げられたプラカードに書かれた言葉のひとつである。3万人の生徒が歌をうたいながら横浜の下町をパレードした。上空の飛行機からはリーフレットがばらまかれた¹⁰²⁾。戦争が終わって3年が経過していた。新しい憲法が前年に施行されたが、依然日本は占領下にあった。引揚船が到着する毎に、名簿が新聞に掲載された。人々はそこに身近な名前をじっと搜したのだった。今なお落ち着いた生活の場を持たない人々が大勢、町を徘徊していた。鼠や虱の駆除が大々的に行われなければならなかった¹⁰³⁾。連日新聞をにぎわす「闇の女」の摘発が当時の世相の一面を写し出していた。ものは決定的に不足していた。食糧がなかった¹⁰⁴⁾。もちろん子どもたちの栄養状態は満足のいくものではなかった。ララから送られる食糧¹⁰⁵⁾や、遠くエジプトから運ばれてくる米が¹⁰⁶⁾、人々の希望を支えていた。サツマイモやジャガイモ等の作物の収穫状況¹⁰⁷⁾が、人々の関心の的でもあった。その見通しが、時には人々を暗い思いに駆り立てることもあったのである。自転車は貴重品であり、税の徴収にあたって、税務担当官に自転車が配給されることは限りなく大きな力となった¹⁰⁸⁾。自転車を強奪する犯罪もしばしば新聞に掲載された。貧しさ故、中学校が義務教育になることで一家の生活の柱が失われてしまうという可能性もあった¹⁰⁹⁾。謎に満ちた帝銀事件は連日新聞記事となり、人々の不安と強い関心を引き起こしていた¹¹⁰⁾。一方、占領軍が日本に持ち込んだスクエアダンスとファッションショー¹¹¹⁾は、カマボコ屋根の兵舎を改造したC I E図書館で上映された映画¹¹²⁾とともに、人々に新しい生活の夢を吹き込んだのだった。

この年の1月、ガンジーが銃弾に倒れた。5月に、ユダヤ人国家イスラエルが誕生した。まもなく、アジアの出来事が全世界を揺るがす時代が始まろうとしていた。国際関係の記事は米ソの高まる緊張で彩られていた。ドイツの降伏以前から顕在化しつつあった戦後世界のヘゲモニーをめぐる対立は、1947年の米ソ間の応酬によって決定的なものとなっていた。分割占領下にあったドイツ、独立を達成したものの米ソが直接対峙する朝鮮半島において、緊張は極度に高まっていた。チェコスロヴァキアのクーデタ、NATOの前身となったイギリス・フランス・ベネルクス三国による軍事同盟の誕生、イタリアの選挙、ベルリンの封鎖、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の成立。内戦状態にあった中国では、国民党に対して、共産党が次第に優勢になりつつあった。日本の占領を行っていたのは連合国軍だったが、事実上日本を占領していたのはアメリカ合衆国だった。日本国民の多くは、世界の状況をアメリカ合衆国のプリズムを通して見たのだった。当然のことだが、アメリカ合衆国はソ連との対立の深化の中で、次第に外交政策のトーンを変えていった。それは明らかに日本に対する占領政策に影響を及ぼしはじめた。1948年初めにロイヤル陸軍長官¹¹³⁾が行った発言は方向の転換を端的に表現しているように思われた。占領軍は日本の中における左派の動きに過敏な反応を示すようになった。朝鮮半島はこの年、重大な局面を迎えていた。月例活動報告書の中にしばしば記録された朝鮮人学校の扱いをめぐる緊迫した情勢は、こうした事情を背景としていた¹¹⁴⁾。

この年2度の首相の交代があった。前年より続いていた片山哲の内閣は2月に倒れ、芦田均を首相とする連立内閣がこれに替わった。しかし、昭和電工事件の騒動の中で、この内閣も秋に倒れ、第二次吉田内閣が誕生した。総選挙が取りざたされている11月12日、東京裁判の判決が下された。12月23日、東条英機を始め7名が戦犯として処刑された。B C級の裁判については横浜で法廷が開かれ、その経過が連日新聞に報道されていた。捕虜に対する虐待、人体実験等を理由に1,000人近くの戦犯が処刑された。

新しい教育制度の大枠が完成しようとしていた。教育基本法、学校教育法は前年に成立していた。

人々の意識を変えていくことが大きな問題であるのと同時に、学校を支えていく基本条件を整えなければならなかった。教員と教室、教材の確保が急務だった。窓ガラスがない、二部制あるいは三部制の授業を行わなければならない等々。戦争直後の混乱こそ落ち着いたものの、不足はいつこうに解決がつかないように思われた。教員が民主的な新しい教育にふさわしいのかどうか、新しい学校が民主主義の基本を満たしているのかどうか、監督をする立場にあった軍政部はここに重点を置いていたのだ。学校のシステム全体が大きく移行中だった。国民学校（尋常小学校、高等小学校）、青年学校、中学校、高等女学校、専門学校、高等学校、大学といった複雑な複線型のシステムに変わる6・3・3制がスタートを切ったところだった。1948年には、新制高等学校が誕生し、教育委員会がつくられた。教育委員会とともに、県の教育行政の基本形が固まり始めた。日本側にも新しい教育に対する期待と熱意が存在していた。投票率は決して高いとは言えなかったが、教育委員会の選挙はそのひとつの頂点となるイベントだった。

軍政部が作成した「月例活動報告書」は占領側の立場から、連合国による占領の下で組み立てた教育制度が、日本の中に定着していくプロセスを描いているものであり、6・3・3制と教育委員会が神奈川県でどのようにスタートし、どのように定着していったかその一端を明らかにするものである。日本側に、自ら新たな教育制度をつくるという熱意があった。その一方で人々の間には定着していた慣習があり、押しつけられる形で入ってくる改革に対する反発があった。連合国側に、日本人のために民主主義を定着させようという熱意があった。その一方で、日本側の慣習を封建的であると決めつけ一切合切軽視する傾きがあった。両者の感情の衝突の中で、戦前の封建的な思考を助長した教育制度は消え、新たなコンセンサスが定着しようとしていた。

今後の課題として、日本側に残る資料との照合を行うことにより、神奈川県の教育改革の実相はより明らか、より豊かに捉えることができるものと思われる。なお、GHQ/SCAP資料には、十分に検索されていない神奈川県の教育改革に関する資料が数多く残っている。その全体を体系的に検索、収集、分析することにより、神奈川県の教育史が豊かなものになるとともに、現在の教育改革の原点が明らかになり、豊かな未来への展望が可能になると確信する。

最後に、この研究にあたり、国立国会図書館憲政資料室の芦田淳氏を始めとするスタッフの方々から、資料の利用に関してお世話になった。また、山本礼子氏は軍政部関係の論文を紹介して下さい。深くお礼を申し上げる。

引用・参考文献

- 阿部彰 1983『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房
- 伊藤博 1981『私の戦後史』神奈川新聞社
- オア、マーク・T 1993『占領下日本の教育改革』土持ゲーリー法一訳、玉川大学出版部
- 大矢一人 1988「中国地方における第一回教育委員会選挙の実態—軍政部の啓蒙活動と住民の意識—」(広島大学『広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集 第14巻』)
- 大矢一人 1990「岡山進駐と学校視察」(作陽学園学術研究会『研究紀要』第二三巻第2号)
- 大矢一人 1991「岡山進駐と学校視察(続)」(作陽学園学術研究会『研究紀要』第二四巻第2号)
- 大矢一人 1992「岡山軍政部の人事と機構」(作陽学園学術研究会『研究紀要』第二五巻第1号)
- 大矢一人 1993「『岡山軍政部月例活動報告書』の体裁と内容」作陽学園学術研究会『研究紀要』第二五巻第2号)
- 大矢一人 1994「占領期広島県の教育改革に関するアメリカ側文書の分析」(中国四国教育学会『教育学研究紀要』第一部第34巻)
- 大矢一人 1994「占領期地方教育改革に関する軍政部教育担当係官協議会の分析」(藤女子大学・藤女子短期大学『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第31号)
- 大矢一人 1995「占領下における実験学校の設置始期とその主体」(藤女子大学・藤女子短期大学『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第32号)

- 大矢一人 1996「『山陽新聞』にみる岡山軍政部の活動」(藤女子大学・藤女子短期大学『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第33号)
- 大矢一人 1997「月例活動報告書に見る中国地方軍政部の活動」(藤女子大学・藤女子短期大学『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第34号)
- 大矢一人 1998「軍政機構における地方軍政部の位置と機能」(藤女子大学・藤女子短期大学『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第35号)
- 大矢一人 1999「北海道軍政(民事)部民間教育課の人事」(藤女子大学・藤女子短期大学『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第36号)
- 海後宗臣(編) 1975『教育改革』(「戦後日本の教育改革1」)、東京大学出版会
- 海後宗臣(編) 1971『教員養成』(「戦後日本の教育改革8」)、東京大学出版会
- 梶輝行 1999「神奈川県戦後教育行政に関する一考察(一)―指導主事制度の創設とその改編を中心に―」(神奈川県戦後教育史研究会『神奈川県戦後教育史研究』第三号)
- 神奈川県教育委員会 1950『神奈川県教育概要』昭和24年度
- 神奈川県教育委員会 1979『神奈川の教育』
- 神奈川県教職員組合 1997『神教組運動史1947-1997』
- 神奈川県県民部県史編集室 1982『神奈川県史 通史編 近代・現代(2)政治行政(2)』
- 神奈川新聞 昭和22年11月から昭和24年3月まで
- 川崎市教育委員会 1959『川崎市教育史』下
- 教育法令研究会 1949『教育委員会―理論と運営―』
- 栗田尚弥「占領軍神奈川軍政部の組織について」(茅ヶ崎市史編集委員会編『茅ヶ崎市史研究』第14号、1990年3月)
- 埼玉県県民部県史編さん室 1990『埼玉軍政部資料調査報告書』
- 柴静子 1997「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開(V)―神奈川県指導主事松本喜美子氏の足跡から」(広島大学『広島大学教育学部紀要』第二部第46号)
- 鈴木英一 1971『教育行政』(「戦後日本の教育改革3」)、東京大学出版会
- 鈴木英一 1983『日本占領と教育改革』、勁草書房
- 鈴木重信 1967「二人のアメリカ人」(横浜市立小中学校校長会編『礎』)
- 福井県 1991『福井県史 資料編12下 近現代四』
- 二見修次 1998「神奈川県における戦後教育改革に関する研究(II)―教職追放と教職員適格審査の状況について―」(神奈川県戦後教育史研究会『神奈川県戦後教育史研究』第二号)
- 松本喜美子 1950「私の『仕事日記』の中から」(家庭教育社『家庭科教育』24巻1号)
- 文部省大臣官房総務課 1950『終戦教育事務処理提要』NO.4
- 文部省調査局(編) 1948『教育要覧』
- 山住正己、堀尾輝久 1976『教育理念』(「戦後日本の教育改革2」)、東京大学出版会
- 山本礼子 1999「占領下における教職追放の研究―C I Eの地方視学適格審査を通して―」(教育史学会『日本の教育史学』第42集)
- 吉池俊子 1992「戦後日本の教育改革―GHQの教育民主化政策は神奈川でどのように進められたか(一)―学校史からロバート・B・マックマナスの足跡をたどる―」(法政大学女子高等学校『法政女子紀要』第11号)
- 横浜市総務局市史編集室 1989『横浜市史II 資料編連合軍の横浜占領』
- 横浜市立小・中学校校長会新学制二十年記念誌刊行委員会 1967『礎』

¹⁾ United States Army Service Command Corps。第八軍管下の物資補給を担当した。1945年10月、横浜日本郵船支店内に設立。1946年3月31日に解散した。

- ²⁰ 地方軍政組織については、阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』（風間書房、1983年）pp. 5-30、神奈川県軍政部については横浜市総務局編集室『横浜市史II 資料編 連合軍の横浜占領』（横浜市、1989年）pp. 778-782、栗田尚弥「占領軍神奈川県軍政部の組織について」（茅ヶ崎市史編 集委員会編『茅ヶ崎市史研究』第14号、1990年3月）を参照した。
- ²¹ 民間教育課と民間情報課の協力については、神奈川県軍政部月例活動報告書1948年9月Annex E-2及び10月E-2に記述がある。神奈川県軍政部月例活動報告書については、本稿では以下「月例報告1948年E-2」のような形で表記する。マイクロフィッシュのシート番号は資料1参照。
- ²² 阿部彰、前掲書、p. 84。
- ²³ 資料1、「第八軍施行命令37号」。
- ²⁴ 施行命令37号は1947年12月に新たな施行命令71号により廃止され、内容が更新された。その後も数回さらに内容が更新された（阿部彰、前掲書、pp. 66-67）。Annex Fは財政及び民間財産の報告となった。今回の調査では、占領史を報告したAnnex Fは確認できなかった。
- ²⁵ 阿部彰、前掲書。
- ²⁶ 梶輝行「神奈川県戦後教育行政に関する一考察 —指導主事制度の創設とその改編を中心に—」（神奈川県戦後教育史研究会『神奈川県戦後教育史研究』第3号、1999年）。
- ²⁷ 小川元「政治資料課所蔵日本占領関係資料の概要」（国立国会図書館専門資料部『参考書誌研究』第38号、1990年）pp. 22-38。
- ²⁸ 「第八軍施行命令37号」、資料2「第八軍オリエンテーションスクール、民間教育担当官の任務」。
- ²⁹ 阿部彰、前掲書、pp. 30-65。
- ³⁰ 例えば「月例報告1948年8月E-1」及び「同1948年9月E-1」に女性校長の任命についての記述（8月第一女子高等学校、9月平塚、横須賀、小田原）があるが、実際には任命されていない。
- ³¹ 資料2、「第八軍オリエンテーションスクール、民間教育担当官の任務」。
- ³² SCAPINはSupreme Commander for the Allied Powers Index Numbersの略。占領軍の総司令部が日本政府に対して出した覚書（竹前栄治編『GHQ資料集成』1994）。SCAPIN 448号は神道指令違反に関するもの。
- ³³ 月例活動報告書では「訪問 visit」と「視察 inspect」を区別して用いていた。
- ³⁴ 資料2。
- ³⁵ 資料2。
- ³⁶ 阿部彰、前掲書、pp. 109-120、pp. 131-149。
- ³⁷ 資料2。
- ³⁸ 阿部彰、前掲書、p. 31。
- ³⁹ L. B. Namier. *Symmetry and Repetition, Conflicts*, Macmillan, 1942.
- ⁴⁰ 横浜市立小・中学校校長会新学制二十年記念誌刊行会『礎 新学制二〇年記念』（1967年）に収録されている回想のいくつかは、この思いを綴っている。
- ⁴¹ 阿部彰、前掲書、p. 57。
- ⁴² 「月例報告1948年4月E-1」。大船中学校への視察については『神奈川新聞』（1948年4月29日）が取りあげ、マックマナスの言として次のことばを記している。「もちろん立派な校舎だけでは教育は行えない、その点本校は校舎に劣らない優秀な教員に恵まれ、ここで学ぶ学生たちは誠に幸福である。他の諸校もこれくらい立派にならない限り教育の均等は達せられない」。
- ⁴³ 「月例報告1948年1月E-1」、「同1948年6月E-1」、「同1948年10月E-1」。根岸中学校の実践については『神奈川新聞』が1948年1月13日「成長する六・三制を探る上／隠れた天分を発見／根岸中の職業経験教育」で取りあげている。平楽中学校については翌日の神奈川新聞「同下／平楽中の家庭式教室（ホームルーム）」参照。
- ⁴⁴ 「月例報告1948年12月E-1」、「同1949年2月E-1」。
- ⁴⁵ 「月例報告1948年12月E-1」。

- ²⁸⁾ 「月例報告1948年10月E-1」。星川小学校の校長桜井キンは『かながわ教育』第3号1949年8月に「待たれた婦人校長を迎えて」を書いている。
- ²⁹⁾ 「月例報告1949年5月E-1」。
- ³⁰⁾ 「月例報告1949年3月E-1」。
- ³¹⁾ 「月例報告1947年12月E」、「月例報告1948年2月E」。
- ³²⁾ 「月例報告1948年11月E-1」、「月例報告1949年1月E-1」。
- ³³⁾ 「月例報告1947年12月E」。
- ³⁴⁾ 「マックマナス旋風」(神奈川県教育委員会『神奈川の教育 戦後30年のあゆみ』神奈川県教育委員会、1979年) pp.47-50、横浜市立小中学校校長会、前掲書、参照。
- ³⁵⁾ 横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の各市。
- ³⁶⁾ 教育法令研究会『教育委員会 -理論と運営-』(時事通信社、1948) pp.7-34, p.54。
- ³⁷⁾ 注2) 参照。
- ³⁸⁾ 教育委員会法は7月15日に公布された。選挙の告示は9月5日だった。
- ³⁹⁾ 「月例報告1948年9月E-1」、「同9月E-2」。『神奈川新聞』1948年10月1日。教育週間は9月27日から10月2日まで行われた。9月30日には3万人の学童が、プラカードを掲げ「ヤンキードゥードゥル」やこの日のためにつくられた教育の歌を歌いながら横浜市内をパレードした。この日の歌を作曲したのは、9月22日の『神奈川新聞』によると、南吉田中学の清水校長とある。
- ⁴⁰⁾ 「月例報告1948年10月E-2」。情報メディアの新聞に関する報告で次のように述べている。
「9月に神奈川新聞に掲載された全記事の80パーセント、10月に掲載された全記事の70パーセントは、神奈川軍政部の情報プログラムに関連するものである。もし神奈川新聞が合衆国陸軍によって発行されていたならば、現在の非常に協力的な日本人の運営の下で力になっているほど大きなものになることはあり得ないだろう。もし何とか可能であるとして、神奈川の唯一の新聞に紙がもっと割り当てられたならば、神奈川軍政部のあらゆる課にとって、大いなる力となろう。神奈川新聞に前の2ヶ月掲載された記事について次のように列挙したのを見ると、神奈川の唯一の日刊紙がすべての民間情報プログラム及び活動の遂行を支援することに於いて、記念塔とでも言うべき役割を果たしていることが力強く描かれている。租税、教育委員会、農業、図書館、割り当てプログラムのような、当県で際だった成果を上げたプログラムに関する神奈川軍政部と県庁の新聞発表活動がどの程度であったかをもこれははっきりと表しているのである」。
- ⁴¹⁾ 「望む職業人の進出/教育委員の選挙/マックマナス氏と一問一答」(『神奈川新聞』1948年8月29日)。『神奈川新聞』1948年9月8日には、マックマナスとヘンゼルが9日に秦野で中郡下小中高教員対象の説明会、10日には同じく秦野で中郡、愛甲郡の青年対象の説明会に出席する旨が書かれている。さらに同日の別の記事で、16日に県立二高、30日には県立二女高で20歳以上の男女を対象に講演を行う予定であることが記されている。
- ⁴²⁾ 「月例報告1948年9月E-1」、「同1948年10月E-1」。
- ⁴³⁾ 『神奈川新聞』1948年8月29日前掲記事、「教育委員/国民管理の場所/公僕たる教員は不適/神奈川軍政部声明」(『神奈川新聞』1948年9月16日)。
- ⁴⁴⁾ 組合側からの証言として、伊藤博『私の戦後史』(神奈川新聞社、1981) pp.71-79、神奈川県教職員組合『神教組運動史1947-1997』(神奈川県教職員組合、1997) pp.61-62がある。
- ⁴⁵⁾ 教育研究法令会、前掲書、p.34。
- ⁴⁶⁾ 「一般も関心を持って/ポ大佐教委公選に勧告」(『神奈川新聞』1948年9月14日)。
- ⁴⁷⁾ 「月例報告1948年8月E-1」。
- ⁴⁸⁾ 神奈川県の投票率は47.8%、横浜市の投票率は44.8%であった。『神奈川新聞』1948年10月7日。
- ⁴⁹⁾ 月例報告1948年10月E-1」。コメントにあたっては10月7日の『神奈川新聞』の記事「打ち棄てられた政党」、「まだ強い顔、組織」について言及した。
- ⁵⁰⁾ 「月例報告1948年10月E-2」。

- 51) 海後宗臣編『教員養成』（「戦後日本の教育改革」第8巻、1971）pp.298-304。
- 52) 昭和22年6月18日発学245号「小学校、新制中学校及び幼稚園教員認定講習会実施基準に関する件」（文部次官より都道府県知事）、文部省大臣官房総務課『終戦教育事務処理提要』（NO4、1950）pp.82-87。
- 53) 昭和23年7月26日発学320号「現職教員再教育に関する件」（学校教育局長より都道府県知事）、文部省大臣官房総務課、前掲書、pp.206-211。
- 54) 「月例報告1948年10月E-1」。
- 55) 同上
- 56) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 57) Institute For Educational Leadership. 1950年9月に始まる第5期以後「教育指導者講習会」と改称した（海後宗臣編、前掲書、pp.305-307）。
- 58) 「月例報告1949年3月E-1」。
- 59) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 60) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 61) 「月例報告1949年7月E-1」。
- 62) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 63) 「月例報告1948年10月E-1」。
- 64) 「月例報告1949年2月E-1」。
- 65) 「月例報告1949年7月E-1」。
- 66) 教育法令研究会、前掲書、pp.98-110、海後宗臣、前掲書、pp.304-307。
- 67) 昭和23年8月17日発学371号「教育長等講習会実施について」（文部次官より官公立大学長、高等専門学校長、教員養成諸学校長）文部省大臣官房総務課、前掲書、pp.213-216
- 68) 昭和23年8月25日発調102号「教育長等講習実施要項について」（文部次官より官公立大学長、高等専門学校長、教員養成諸学校長）文部省大臣官房総務課、前掲書、pp.216-220。
- 69) 「月例報告1948年10月E-1」。
- 70) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 71) 職名については文部省教育長等講習連絡室『教育長等講習会報告書1948-1950』（佐藤広美編『資料 日本の戦後教育改革-松本喜美子資料-』第1巻IFEL・GHQ教育指導編1、緑蔭書房、1998）を参照した。坂本六合魁については月例活動報告書ではHead-teacherとある。
- 72) 「月例報告1948年12月E-1」。
- 73) 「月例報告1949年3月E-1」。
- 74) 中郡及び湯河原の件「月例報告1947年11月E」、中郡及び湯河原の件「同1947年12月E」、中郡及び六会の件「同1948年3月E-1」、中郡の件「同1948年4月E-1」、中郡の件「同1948年8月E-1」、中央委員会に提訴中（六会の件、中郡の件）「同1949年3月E-1」。
- 75) この3つのケースについては、二見修次「神奈川県における戦後教育改革に関する研究（II）-教職追放と教職員適格審査の状況について-」（神奈川県戦後教育史研究会『神奈川県戦後教育史研究』第二号）pp.15-21参照。
- 76) 「月例報告1947年12月E」。
- 77) 資料1「足柄下郡の調査」。
- 78) 月例活動報告書では、学年をアメリカ合衆国流に第1学年から第12学年まで通して呼んでいる。第7学年は日本の中学校第1学年に相当する。
- 79) 資料1「足柄下郡の調査」にファイリングされた手紙からの引用。以下同様。
- 80) 二見修次、前掲論文、pp.19-21。
- 81) 月例活動報告書ではold committee 及び new committeeと分けて統計を取っているが、この区分については不明である。

- 82) 「月例報告1947年12月E」。
- 83) 「月例報告1949年3月E-1」。
- 84) 昭和21年10月3日発適36号「省令、訓令改正に伴ふ各省関係者の適格審査施行に関する件」(大臣官房適格審査室長通牒)文部省大臣官房総務課、前掲書、pp.354-355。
- 85) 二見修次、前掲論文、pp.12-13。神奈川県教育委員会『神奈川の教育 戦後30年のあゆみ 補遺編』pp.7-14。
- 86) 都道府県の適格審査委員会での不適格の決定が不満である場合、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができた(二見修次、前掲論文、p.6)。
- 87) 「月例報告1948年4月E-2」。
- 88) 「月例報告1948年10月E-1」。
- 89) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 90) 「月例報告1949年3月E-1」。
- 91) 「月例報告1948年4月E-1」。
- 92) 「月例報告1947年12月E」。
- 93) 「月例報告1948年10月E-1」。
- 94) 「月例報告1948年10月E-1」。
- 95) 「月例報告1948年12月E-1」。
- 96) 「月例報告1948年8月E-1」、「同1948年9月E-1」。
- 97) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 98) 「月例報告1949年1月E-1」。
- 99) 「月例報告1949年3月E-1」。
- 100) 「月例報告1949年1月E-1」。
- 101) 「月例報告1948年11月E-1」。
- 102) 「月例報告1948年9月E-1」。
- 103) 1948年6月から7月にかけて衛生・虫害防止キャンペーンが行われた(「月例報告1948年6月E-2」)。
- 104) 民間情報課が作成した1948年の月例報告は、食糧増産キャンペーン、食糧の配給を毎月のように取りあげていた。農作物泥棒が取りあげられたこともあった(「月例報告1948年6月E-2」)。
- 105) ララ(LALA、公認アジア救済機関)物資については、ララから送られた山羊の分配が農業協同組合を浸透させる上で役に立ったという「月例報告1948年6月E-2」の記述やララから援助がなければ、温かい給食を提供することが不可能だという「月例報告1948年12月E-1」の記述がある。
- 106) エジプト米は1948年7月に到着し配給された。「月例報告1948年6月E-2」、「同1948年7月E-2」。「エジプト米も放出 解除の凍結米と合わせて二十日分 砂糖含めて七月満配」(『神奈川新聞』1948年7月3日)。「八千五百トンを積みエジプト米第一船入港」(『神奈川新聞』1948年7月17日)。
- 107) 「月例報告1948年6月E-2」、「同1948年7月E-2」。
- 108) 「月例報告1948年8月E-2」、「同1948年10月E-2」。
- 109) 「月例報告1948年7月E-1」。
- 110) 「月例報告1948年9月E-2」。ステレオプティコンの映写の際、「帝国銀行の殺人犯逮捕の臨時ニュース」が入り人々の関心を集めたとある。
- 111) 日本国民の意識を民主化すること、公民館の活動を活発化することを目的として、軍政部はファッションショー、スクエアダンスを積極的に主催した。「月例報告1948年10月E-2」、「同1948年11月E-2」。
- 112) 横浜、川崎、逗子を皮切りに、カマボコ屋根の兵舎を改造して、CIE情報センターがつくられ、多くの人々を集めた。「月例報告1948年8月E-2」、「同1948年11月E-2」。

¹¹³⁾ 「米の対日政策を語る／ロイヤル陸軍長官／全体主義の防壁に／強力な民主国家へ育成」（『朝日新聞』1948年1月8日）。

¹¹⁴⁾ 「月例報告1948年4月E-1」、「同1948年5月E-1」、「同1948年6月E-1」。

資料 1

月例活動報告書等資料所在

本研究で使用したGHQ/SCAP資料は何れも国立国会図書館憲政資料室が保管しているものである。それぞれの資料が含まれるマイクロフィッシュの番号は下記の通りである。

1 月例活動報告書

1947年11月	東京神奈川軍政部	E	CAS(B)02316		
1947年12月	東京神奈川軍政部	E	CAS(D)02315		
1948年1月	東京神奈川軍政部	E	CIE(D)01848		
1948年2月	神奈川軍政部	E	CIE(D)01849		
1948年3月	神奈川軍政部	E-1	CIE(D)01851	E-2	CIE(A)01253
1948年4月	神奈川軍政部	E-1	CIE(D)01853	E-2	CIE(A)01255
1948年5月	神奈川軍政部	E-1	CIE(D)01855	E-2	欠
1948年6月	神奈川軍政部	E-1	CIE(D)01857	E-2	CIE(A)01260
1948年7月	神奈川軍政部	E-1	CIE(D)01859	E-2	CIE(A)01261
1948年8月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)01850	E-2	CIE(A)01289
1948年9月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)01865	E-2	CAS(A)01865
1948年10月	神奈川軍政部	E-1	CIE(D)01865	E-2	CIE(A)01267-01268
1948年11月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)03126-03128	E-2	CIE(A)01269
1948年12月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)03156	E-2	CAS(A)03156
1949年1月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)03202-03203	E-2	CAS(A)03203
1949年2月	神奈川軍政部	E-1	CAS(B)01064	E-2	CAS(B)01064
1949年3月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)02680-02681	E-2	CAS(A)02681
1949年4月	神奈川軍政部	E-1	CIE(D)01907-01908	E-2	CIE(A)01282
1949年5月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)01337-01338	E-2	CAS(A)01338
1949年6月	神奈川軍政部	E-1	CAS(A)01369-01370	E-2	CAS(A)01370
1949年7月	神奈川民事部	E-1	CAS(A)01405-01406	E-2	CAS(A)01406
1949年8月	神奈川民事部	E-1	CIE(A)09301	E-2	CIE(A)01289
1949年9月	神奈川民事部	E-1	CAS(C)00582	E-2	CAS(C)00582

2 その他

第八軍施行命令37号	1947年4月	月例報告の形式を規定	CAS(A)2725
第八軍オリエンテーションスクール		軍政部民間教育担当官の任務	CAS(A)11260-11263
足柄下郡の調査		片浦中学校の「宮相撲」事件	CIE(C)04074-04075

第八軍
オリエンテーションスクール

軍政部民間教育担当官の任務

1 民間教育の使命

民間教育の使命は、日本のすべての青少年に平等な教育の機会を保障するために、日本の学校制度の民主化、再編成、分権化を支援し、道を示すことである。人として、職業上、また市民としての有用性を高めるため、青年や成人を支援し道を示すことである。また、宗教、芸術、文化財の分野の調査を行うことである。

施行にあたっての政策

「当初より、占領政策は日本社会の改革は日本国民自らの手によって行われなければならないという原則に基づいている。SCAPは青写真を押しつけてはならないのである。GHQ及び占領軍の機能は日本を統治することではなく、日本国民が自らをまた自らの社会を改革しようという努力を監督することである。この政策は日本国民の中に自ら再建に向かうことができる民主的な社会を建設したい、諸国民からなるコミュニティにおいて名誉ある地位に値する日本をつくりたいという願いがあるのだということに基づいている。この信念が間違っていないということは、占領が始まってから2年半の内に、日本人自身が日本の教育について結果を出してきた改革が明確に示されている」。

2 権威のライン

軍政部の活動を支える権威は、第八軍の「施行命令」に由来する。これはSCAPの政策に基づくものであり、その解釈である。SCAPの指令はSCAPINの形態で日本人に与えられる。日本の県の幹部は文部省から訓令及びメモなどの形態で指令を受ける。これら文部省が出すものを日本人は権威あるものと捉える故に、民間教育はそれらに矛盾するかに見える指令を出すことについては注意を払わなければならない。意味についての見解の相違は道筋を通して、明らかにしなければならない。

3 現在の民間教育プログラム

現在の民間教育プログラムには次のものが含まれる。月に（必要な）5校の視察、特別な目的のために行う抜き打ちチェック、不足であると記録されたところでどれだけの改良が見られたのかチェックするために行う再視察、様々な形態の成人教育、青年団体、ボーイスカウト、ガールスカウトとの協力、6・3・3制の確立、教員の現職研修、一時的につくられる会議のためのグループの組織づくり及び再組織化、教員の適格審査及び宗教の分野についての調査。

4 民間教育活動

民間教育課の職員には次のものが含まれる。学校視察、抜き打ちチェック、県の教育部との連携、教員組合、校長、市町村の幹部、青年リーダー、女性問題のリーダー等の代表との会議、重要人物に対するインタビュー、様々な種類の討論への参加、適宜行う講演、軍政部の民間情報課と協力して行う宣伝活動、特別調査、軍政部の他の課との連携、上級部に対して行う必要な報告及び特別報告。

5 学校視察

学校視察には次の活動すべてが含まれ得る。

- a 学校視察様式に記入すること
- b 学校の樹木の調査
- c 教室訪問
- d 教員及び生徒に対するインタビュー
- e 生徒組織に対する講話
- f 視察後の教員及び校長との会議
- g その場での改善
- h 県の教育幹部に対する不足点の報告
- i 不足点についてどの程度改善をするのか決定し、さらなる改善のための示唆を与えること

多くの軍政部チームは学校視察に関して、村長や地区の教育の長を含む様々な日本人幹部と協力するという、立派なやり方をとることを習慣としてきた。こうした実践によって、視察の意義をデモンストレーションし、責任ある人々に対し学校の必要性を指摘するチャンスを得ているのである。視察は民間教育担当官自身が行わなければならない、決して訓練を受けていない補助員が行ってはならない。大学教育を受けておらず、教育の経験を持たない人物が学校の視察を行うにあたり、教育の専門家を気取ったときに、日本の教育者の側からどんな反応が起こるのかは想像するに難くない。

しかし、例えば給食を摂る部屋の衛生状態、窓ガラスの配給、あるいは電池の配給のような特別な目的のための抜き打ちチェックの場合には、補助員が用いられることがあっても構わない。

6 教員の現職研修

日本における現在の教育プログラムの最大の弱点のひとつは、適切なる資質を備えた人材がいないということであるが故に、現職研修プログラムは優先リストの上位に位置づけるのである。

このプログラムは通常、全県を対象に現職研修委員会を組織することから始まる、あるいはすでに始まっている。委員会は下から立ち上がってくるものであり、市町村の教員組合、市町村の校長会、県の当該部のメンバーの代表及び師範学校の代表で構成されるものである。理想的な委員会の姿は、教員、校長、県幹部、師範学校職員が同数で構成される形である。

このプログラムは、研究授業、トライアウト学校、参観のための学校間訪問、会議、夏期ワークショップ（師範学校で望ましい）、市町村及び県レベルでの研究グループ、市町村の学校内での研究グループをも含んでいる。市町村の学校内研究グループは学年レベルで、あるいは教科レベルで考えても良いのである。

7 学校給食

適切に学校給食プログラム運営することは、占領の目的の一つである。このためには民間教育課の支援とガイダンスが必要である。このプログラムは軍政部の福祉課の関心事でもある。二つの課はこの分野について密接に協力しなければならない。日本政府は学校給食に関して、県に対して手引きを発行した。その最初の号「学校給食プログラムの奨励及びその扱いについて」は、1946年12月11日に出された。第二号「学校給食用の缶詰の扱い」は1947年1月10日に出された。両方の翻訳が軍政部に配布された。

このプログラムは6月に報告された230校の視察からまとめたところによると、満足のいく成果をあげていない。視察した小学校のうちの□□□以下であり、中等学校においては実際のところ、全く学校給食プログラムを持っていないのである。しかし、民間教育担当官の一人は、学校給食が学校に導入されて以来、子どもたちの体重が増えたと報告した。

8 中等学校の再編成

日本の学校システムはいわゆる6・3・3制に再編成されている。この意味するところは、小学校6年、前期中等学校あるいは中学校3年（第7学年から第9学年）、第10学年から第12学年で構成される後期中等学校あるいは高等学校、それに短大及び四年制の大学である。

中学校は1947年4月に義務制で第7学年から始まった。今年は第8学年が義務制、来年は第9学年が義務制となる。中学校の多くは小学校とくっつけて別の校長を戴いて設立された。新しい中学校の校舎を急いで建築しているところである。前期中等学校すべてに対し独立した校舎を建てるのが目的である。

新設の高等学校（新制高等学校）は、男子の中学校、女子の高等女学校等様々なタイプの学校からつくられ、軍国主義的であると悪名高かった青年学校と結合した。高等学校の多くは私立であり、「司法関係の人々」やキリスト教宗派を含む宗教団体が運営している。公立高等学校の多くは県が運営する。県立の学校は精選された学校であり、人口のうちのわずかなパーセントしか入学しないものの、優れた学校である。

新制高等学校は卒業単位85単位を基本に設置された。そのうち38単位が必修、あるいはコア科目である。全日制の学校と並んで定時制及び夜間高等学校も設立された。高等学校の多くは□□□のような専門的なタイプとなるよりは総合的なタイプになるだろうと考えられている。しかしながら、例えば農業、工業、水産、商業科目等のような職業的あるいは職業に近い性格を選択するよう、設定されているのである。

今年の4月には再編成は実際に完了した。しかし、今なお男女平等な機会を与えることに反する□□□が数多く存在している・・・また、私立学校はどれも教育法で必要としている最小限を満たしていないのである。教育法の下で、私立であれ公立であれ、すべての中等学校は知事に対し、認可と学則の申請を行わなければならない。この法規定が朝鮮人学校との問題を引き起こしているの

である。

民間教育課の現在の仕事は、現在の□□□と非効率を是正するよう努めることがひとつである。目的は次の通りである。第一、全中学校に独立した校舎を建設すること。第二、男女に平等な教育の機会。第三、男女共学。地方のコミュニティはそれを自ら決定していくのである。

建物と教員が経済的に確保されていないということを示すものは相当ある。中学校と高等学校の学区割りは、多くの場合望ましいものである。別々になっている男子校と女子校から共学校を創出することは教員と建物の費用の問題に効果が上がるだけでなく、過密な交通システムで相当移動しなければならない状況を回避することになる。男子と女子が時には相当に長い距離、登下校で行き来するというのはよくあるパターンである。例えばある市では、お粗末な女子校が市の南端にあって、立派な県立の男子校が市の北部にあるのである。その市は必要とされる中学校を5校立てる計画を立てていた。民間教育担当官は□□□及び市の幹部との会議を招集し、再編成を討議した。女子校を中学校に転換し、男子校を男女共学とし、増員する案が出された。こうして、男女共学を実現するとともに、登下校の時間を半分にするのである。

もう一人の民間教育担当官は、県の幹部に県内の各郡の大きく詳細な道路地図をつくらせた。この地図を使って、それぞれの郡を訪問し、関係する再編成について討議した。この案によって、学校の地域配分のやり直しが、数多くできた。このプロセスは継続中である。・・・以下不明・・・

9 成人教育

・・・不明・・・

10 青年団体

現在のところ、日本にはおそらく20,000程の青年団体が存在している。その多くは目的もプログラムもなく、苦しんでいるのである。青年団体はどれも、破綻したリーダーシップの下にあるのは明白である。民間教育課の職員は日本の青年のエネルギーと情熱が適切な方向にむかうよう、また破壊的な要素がリーダーシップを握ることのないよう、多くのことを行い得るのである。共産党員の側が青年団体の支配権を獲得しようとしているという報告が数多くある。多くの県ではリーダーシップ研修が行われている。ある県では、コミュニティ・チェストがこうしたコースの費用を支払うために、5,000円を寄附した。未成熟なまま連合する傾向に対しては、地方の団体がおもしろいプログラムを開発し、地方レベルの問題を攻撃するようになるまでは、反対して守っていかなければならない。青年団体は行政当局の管理から切り離しておかなければならない。民間教育担当官は会合の場を確保し、価値ある行動を示唆すべく支援することができるのである。

ボーイスカウト及びガールスカウトに関して、この組織が適切なリーダーシップの下にあると明確に言えるまでは、各県に数隊に限って組織をつくるよう奨励することが現在のSCAPの方針である。制服の着用、日本国旗の使用を含むセレモニー及びモールスあるいは他の信号の使用は、平和条約の調印まで慎ませることになっている。

11 教員適格審査

教育職員を適格審査する目的は、全レベルで学校システムから、軍国主義的あるいは超国家主義的活動をしたということ、異議が唱えられている教員及び担当官を除去することである。適格審査は無能な職員を除去することを意図しているのではない。適格審査は日本人が行う仕事である。軍政部はガイダンスと調査結果を提供するのであり、不法行為を調査し、地方レベルで解決がつかないような件について、上級部に報告する。反軍国主義を理由に学校システムから追われていた人々が依然として復職していない可能性がある。民間教育課が可能であればこのような人々を配置し、他の資格を得ていたならば教職に戻るよう勧めることが大切である。

12 欠

13 宗教

宗教の分野について、占領の目的は次の通りである。宗教の自由、教会と国家の分離、宗教を偽装した軍国主義者の役割の根絶。チームは学校が戦争の記念物を所有していること、行政当局の職員が戦死者のあるいは神道の儀式に参加することなど、SCAP指令侵犯があったとされた場合調査しなければならない。教員は、生徒をこのような儀式に連れていくことは認められない。村の神社に寄付が強制されたという報告はあまた存在している。神社の支持は継続的に減少しているように見えるが、いろいろ不正にも偽装をこらした寄付の強制は、継続しそうである。宗教の自由の問題は、政治的な理由からキリスト教に圧力が加えられ、国家神道に高い地位が与えられた戦時中を除き、日本では近年問題ではなかったのである。何人かの作家が言うところによると、通常は日本

人は宗教には寛容なのである。

軍政部職員は学校における宗教指導について質問されることがしばしばある。答えは、自然には、例えば正直、真理、正義、節制などのような普通の倫理原則が数多くあるのだということである。これらの原則によって、どんな宗教に対しても暴力を加えることなく目的を定め、どんな宗教に対しても支援することができるのである。

14 上級部への報告

民間教育担当官は毎月5校の学校視察について報告をし、毎月の活動報告を行わなければならない。前者は所定の様式で提出する。後者は変えてもよい。活動報告は短く、事実に基づく形で提示する。最初に、民間教育担当官が参加したもしくはイニシアチブをとった活動、次に日本人が始めた重要な活動及び教育プログラムに影響を及ぼす県内の出来事、そして最後に重要な出来事及び傾向についての解釈をつけて、県内の教育プログラムの進展を簡潔に説明するのである。形式上、活動報告は第八軍が現在優先している順序に従わなければならない。上級部が必ずしも個々の出来事について長々と綴ったコメントに関心を持つわけではない。県内の状況及び傾向を明確に描くような解釈に関心を持つのである。

これら必要な3つの報告に加えて、民間教育担当官は、特に関心を持たなければならない県内の状況もしくは出来事がある場合には常に、あるいは状況により上級部からの指令が示された場合には、「特別報告」を行うよう求められている。

15 その他

民間教育担当官及びその補助員はアメリカの学校制度及びアメリカの慣習や社会について為される数多くの質問に対して、答える準備をしておかなければならない。質疑応答の時間に為される質問には次のようなものがある。アメリカの学校での教員組合の位置づけは如何なるものか？ いかにして宗教を教えるか？ 校長の任務とは？ 教員をいかにして選出するか？ 結婚の習慣はどうなっているのか？ なぜアメリカでは離婚率が高いのか？ アメリカの少年犯罪についてはどうか？ 父母教員の会の役目は何か？ アメリカの学校は全部男女共学なのか？ 日本人がアメリカンスクールに入るにはどうすればよいか？ 教員の給与とは何か？ 誰がそれを支払うのか？ 学校のシステムをいかにして編成するのか？ 等々。

民間教育担当官は、例えば学校の場所、組合紛争、無能な校長、共産主義活動、学生と教員のストライキなどのようなローカルなごたごたに介入するよう求められることが多いのである。日本人は軍政部には重みがあると正しくも信じて、どちらかの側に軍政部を味方に付けようとする。民間教育課は、助言の一言が適切であることがあっても、原則及び占領政策を固持するのが賢明であり、政治的なごたごたは日本人に任せておけばよいのである。

民間教育担当官の地位は威厳と責任を持ったものでなければならない。民間教育担当官は教育者及びその知性がとかく過小評価されがちな人々の思考パターンを変える責任を負っている。日本の教育者たちを無知であると責めるのは重大な過ちである。日本人の思考パターンは封建的な概念を土台にした社会体制の究極の産物なのである。日本人の規準に立って判断すれば、日本の学校制度が高度に効率的であるのは間違いないのである。民主的な規準で測ると、それは不快なものである。封建主義からの振り子の帰りは民主主義に向かうのか、それとも共産主義に向かうのか？ 答えは未来にあるのである。われわれの任務は振り子を民主主義に、民主的な学校制度に向かわせることである。そのためには高い技術と能力が必要とされるのである。

* 判読できない語句については□□□と表記した。

神奈川軍政部
APO 503*1

Annex E-1
軍政部月例活動報告

1948年9月1日より1948年9月30日まで

民間教育活動 MG-12
(R. P. マックマナス、民間人)

1 教育

a 教育委員会選挙*2

(1) 立候補者*3

- (a) 神奈川県教育委員会に立候補したのは19名である。内訳は以下の通り。3名が教員、うち2名は神奈川県教員組合の専従である。2名が作家。1名が宗教組織のリーダー。2名が農業に従事。1名が元村長。3名が実業家。2名が女性であり、あらたまった形ではないが福祉の仕事をしている。9月23日、候補者の1名が選挙を降りた。辞任の理由は軍政部に明らかにされていない*4。
- (b) 横浜市教育委員会に立候補したのは10名である。内訳は次の通り。2名が医師。2名が教員、うち1名は神奈川県教員組合の専従である。1名が新日本文学会の中央常任である。1名が横浜YMCAのリーダーを務める前横浜市文教部長。4名が実業家である。

(2) 情報計画

- (a) 神奈川軍政部の各部署は、教育委員会法に関する情報を選挙民に提供し、投票日に全有権者が投票に出かけるよう奨励するべく、考案したプログラムを組みCIEに効果的に協力している。
- (b) 情報関係の部署の詳細な報告は月例報告の当該箇所に述べられている。
- (c) 経済部門関係担当は影響力のある実業家と接触し、自ら立候補するように促し、あるいは望ましき候補者が選出されるよう影響力を行使するよう奨励している。
- (d) 法務部門担当は諸政党のリーダーのみならず県内市町村の幹部と接触し、望ましき人物に働きかけて立候補者とするとともに、県民に選挙情報が伝わるよう協力している。
- (e) 公衆衛生部門担当は影響力のある医師、歯科医、看護婦及び公衆衛生担当者と接触し、立候補を奨励するとともに、望ましい教育委員が選出されるべく選挙に協力するよう働きかけている。
- (f) 福祉部門担当は福祉に従事する公務員あるいは非公務員と接触し、望ましい人物が立候補するよう奨励し、教育委員会法に関する一般的な情報計画への協力を求めている。
- (g) 労働部門担当は民間教育部門担当が労働組合員に講演を行うことのできる会合を企画するとともに、一般労働組合員の間に情報を広げるべく協力した。

b 神奈川県教育週間

- (1) 新教育制度、公立学校の強い必要性、教育委員会法について、一般の関心を高めるために、神奈川県議会は9月27日から10月2日まで教育週間を立ち上げる案を決議した。

- (a) 県内各地域コミュニティーは、特別のプログラムを組んだ。PTAの集會、運動會、学校展示、パレード、円卓討論會、ポスターコンテスト、特別学校訪問日、講演集會などである。
- (b) これらの活動の最大のものが9月30日に横浜で開催された。3万人の学童が、この行事のためにある横浜の中学校の校長が作曲したこの日のための歌『教育賛歌』を歌いながら横浜の下町地域をパレードした。上空を飛んだ飛行機が教育委員会法に関する情報を書いたリーフレットを散布した。県及び市の関係者だけでなく、SCAP/CIE、第八軍CIE、及び軍政部がこのパレードを見学した。この日パレードの後で、神奈川の全市町村の代表が県立横浜第一女子高等学校に集い、神奈川軍政部の指揮官、SCAPのルーミス博士、CIE並びに第八軍司令部の軍政部の民間教育課幹部が行った教育委員会法及び教育委員会の意義に関する講話を聴講した。文部省の学校教育局長である日高第四郎氏も講話を行った*5。

2 その他教育に関する重要事項

a 適格審査

(1) 県教職員適格審査委員会は9月に4回会合を行った。9月30日付の統計によれば次の通りである。

文部省管轄下職員	旧委員会	新委員会
適格審査対象者計	13,005	7,516
適格計	12,985	7,492
不適格計	20	24
追放計	61	0
復職計	15	6
再審査後不適格計	0	12

(2) 文部省管轄下ではないが1946年10月3日の発適36号の規定により県教職員適格審査委員会が行った審査結果の1948年9月30日付け統計は次の通りである。

	福祉			通信			司法			農業			計		
	S	A	D	S	A	D	S	A	D	S	A	D	S	A	D
旧委員会	9	9	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0
新委員会	12	12	0	1	1	0	87	86	1	30	30	0	130	129	1
計	21	21	0	17	17	0	87	86	1	30	30	0	155	154	1

S 適格審査対象者 A 適格 D 不適格

(3) 県教職員適格審査委員会は横浜市教育委員会に立候補した7名について審査を行い適格と判断した。

b 女性校長

神奈川県教育部長は3つの県立女子高校について女性校長を任命すると発表した。平塚、横須賀、小田原についてである。

*1 軍事郵便番号。神奈川県軍政部には503が振られていた。

*2 「第一級人物を選べ／教委選挙にオア氏強調」（『神奈川新聞』昭和23年9月10日）、「一般も関心を持って／ポ大佐教委公選に勧告」（同昭和23年9月14日）、「教育委員／国民管理の場所／公僕たる教員は不適／神奈川県軍政部声明／教育行政の民主化を目的とする教育委員の選挙は来月五月に迫ったが、この選挙に対する一般の認識が不足で、立候補者側も足並みが揃わず、また既に立候補届を提出した者の中にも『好ましからざる人物』があるなど至極低調なため神奈川県軍政部では十七日左の通り教育係官の声明を発表、教育委員選挙の趣旨と見解を明らかにした」（同昭和23年9月18日）。

*3 「あす選ぶ／我らの教育委員」（『神奈川新聞』昭和23年10月4日）。

*4 「定員三倍の競争／県教委立候補きょう締切」（『神奈川新聞』昭和23年9月28日）。辞退者について叙述あり。

*5 「三万の学生大行進／教育週間に多彩な催し」（『神奈川新聞』昭和23年9月22日）、「歌声高く学童三万／教育週間／再建叫んで市中を行進」（同昭和23年10月1日）。この日のための歌を作曲したのは南吉田中学校の清水校長とある。

民間情報活動 (QCIE-02)
(ポール・セバスチャン、民間人)

1 情報プログラム

a 教育委員会法

新教育諸法の概観を描いたリーフレット約870,000部が、県の大部分の地域に飛行機で散布された。リーフレットには県民に10月5日に投票するよう書かれていた。リーフレットは県民に対して、進歩的で、利己心のない候補者を選ぶよう促した。10万部のリーフレットには、27名の県教育委員会の候補者の名前と職業それに政治上の帰属がリストになっていた。県庁及び選挙管理委員会は、約100万部のパンフレット、郵便はがき、ビラ、ポスターを配布した。

9月30日、横浜で3万人の生徒がパレードを行った。生徒たちは元気に教育の歌を歌った。彼らの楽しげな、若々しい声が市の四方に、午後中響きわたった。学校の鼓笛隊が「ヤンキー・ドゥードゥル」と「ジョージアの行進」を演奏した。何百というプラカードと旗が集まった。スローガンは次のようだった。

「教育委員は公僕である」
「お父さんお母さん投票を忘れないで」
「幸福は教育より訪れる」
「良き教育委員会とは良き教員、良き学校を意味する」

大パレードが雑踏を抜けていくと、紙吹雪が舞い、見物人は拍手をした。二機の飛行機が頭上からリーフレットを散布した*1。

全新聞が大々的にこの行事を宣伝した。毎週月曜日の夕方、神奈川県に割り当てられたNHKのラジオ放送が、フルに利用された。駅の拡声器が教育番組を流した。6人が、投票日まで自動車で巡回し、教育諸法について演説を行っている。

県内の80人の教員が、新設の教育委員会に関して、拡声器を使って発言を行い、森戸文部大臣が教育について演説している35mmの予告映画を見せた。神奈川県中に15カ所ある16mm映写センターだけでなく、こうした上映施設全部が、投票日と「教育は国民の手になければならない」というスローガンを映したスライドを上映している。9月中、約20,000人が映画「学校での1日」と「みんなの学校」を見た。

神奈川県軍政部が後援している図書館は、県庁が配布した教育及び他のポスター及びパンフレットすべてを受け入れた。SCAP/CIE情報センターは教育法特別展示を行った。

情報課職員は教育課と緊密に協力して仕事をし、藤沢、川崎、三崎、茅ヶ崎、鎌倉、平塚及び秦野の各地で臨時に開いたPTAの集会で、約2,290人に対し、新しい教育諸法について説明をした。

b 食糧の配給

食料の配給状況はうまくいっているように見える。不満が聞こえてくることはない。神奈川県中の相当数の女性団体が手を組んで、闇市を打倒する計画を推進している。闇市における必需食料品価格は、下落している。現在の望ましい食料品価格は、物々交換で取引をする店で、売るべきものと交換で必需食料品を求めている顧客が半分しかいないという報告にも現れている。

c 租税

租税及び脱税者に課される罰則に関するリーフレット1万5千部が、県内各市に毎日、飛行機

から散布されている。売上税に関する別のリーフレット1万5千部も飛行機で散布している。

d 収穫

収穫に関する神奈川新聞の記事は、今月を通じて、元気づけられるものであった。日本語版のテーマシートが用意され、ラジオ、駅の放送、映画館、その場に応じたアナウンスに利用できるよう県庁に届けられた。

e 国家公務員法

国家公務員法に関するダグラス・マッカーサー元帥の首相に宛てた手紙が新聞に発表された。9月の間、神奈川新聞に次のような関連記事が掲載された。

9月11日 「鉄道及び独占産業は国家公務員法の影響を受けない」*2

9月17日 「新聞のコメント。公務員法の改定が既存の役所にどのような影響を及ぼすか」*3

9月20日 「編集部より。公務員法の改定と経営者」*4

9月26日 「公務員法の改定、まもなく完成」*5

9月28日 「昨日、公務員法の改定、閣議で承認」*6

f 市民の自由

市民の自由に関して、厚木、松田、港北区、戸塚区で特別のフォーラムが開催され、1,297名の女性に対し講演が行われた。こうした女性の講演フォーラムは、神奈川軍政部の、民間教育、福祉、公衆衛生及び民間教育各課の協力により、毎週行われた。

日本の法によれば、投票所が開くのは7時から18時までである。当課は投票所が開いている時間が、アメリカの都市のように午後8時までであったとしたら、10~20パーセント投票が増えると思われる。

g 労働基準法

9月1日、横浜のシルク・ハウス・ビルで、労働基準法成立1年を祝うセレモニー及び講演が行われ、街頭移動展示が行われた。東京ボイラー社がそのすばらしく安全で衛生的なプログラム故に、称賛を受けた。労働基準法の実績を齎したリーフレットが6万部、9月1日、県内の工業地帯に、飛行機で散布された。

2 情報メディア

a ステレオプティコン（立体幻灯）映写

毎週自前で行うステレオプティコンの映写の第2回目が、軍政部情報センター1号で行われ、フランスにおける反共産主義者のデモンストレーションからビールを飲む牛に至るまで様々なニュースを映した。弁舌さわやかで知識の豊富な映写技師、ノリヒコがナレーターを務めた。アメリカ合衆国の大統領選挙運動と、帝国銀行の殺人犯逮捕の臨時ニュースが最も関心を集めた。約30人が参加した。当課は隣組、教育諸法、市民の自由、アメリカ人の家庭と児童と生活様式をステレオプティコン映写にするプログラムに取り組んでいる。

b 公民館

神奈川県には満足いくホール及び建物がほとんどない。公民館を奨励するには相当の時間と努力を必要とする。当課は図書館及び視覚機材のプログラムが前進し、公民館運動を支援できるようになってから、公民館のプログラムを組み発展させる計画である。

c 視聴覚教育

9月の間、神奈川県内47,642人がSCAPの教育映画29本と古い日本映画を数本見た。6月に見た人の数は約5,000人、7月は18,659人、8月は15,234人だった。現在、県内には新しい、効率の良い視聴覚センターが15箇所、運営されている。

d 新聞発表

県庁幹部に現行のプログラムについて数多くの記事を発表するよう、刺激した。プレス会議は毎週金曜日の午前中に行われ、神奈川、読売、朝日、毎日の各紙の記者との間で行われる。今月は、スターズ・アンド・ストライプス、オクタグラム*7、ニッポン・タイムズも、相当に読まれていた。神奈川新聞、読売及びニッポン・タイムズは、沢山の写真を付けて、リーフレット散布プロジェクト、教育パレード、SCAP/CIE情報センターのオープンについて、神奈川軍政

部が行った発表を掲載した。

e 図書館

厚木、国府津、三崎、茅ヶ崎、南区、磯子区、鶴見区、秦野、神奈川区、西区各区の社会教育委員会と、新しい図書館の建設について協議した。10月の間に国府津、三崎、磯子区、鶴見区に図書館がオープンすることになっている。西区の委員会は市立図書館から移動図書館ユニットをつくらうとしている。このプロジェクトの是非が検討されている。良い方向での動きが期待されている。

少女対象の屏風ヶ浦性病病院にアメリカの雑誌を集めた読書室を2室設けた。少なくとも月一回、新しい雑誌が届けられ、約160人の少女が視聴覚教育写真を見ることになる*8。

9月の間、通常は神奈川の図書館設立に使う時間の多くが教育プログラムに費やされた。

-
- *1 「三万の学生大行進／教育週間に多彩な催し」（『神奈川新聞』昭和23年9月22日）、「歌声高く学童三万／教育週間／再建叫んで市中を行進」（同昭和23年10月1日）。
 - *2 「公務員法は適用せず／鉄道、専売事業の公社案法案を急ぐ」（『神奈川新聞』昭和23年9月11日）。
 - *3 「現業官庁はどうか／マ元帥の齋簡で公務員法の改正に伴い、現業官庁の改組が問題となっているが、運輸相や逓信相、専売局の現業官庁は直接国民に接触が多だけに成り行きが注目されている、現在各関係省で考えられているところは左のようで、何れも臨時国会に提出されるはずである」（『神奈川新聞』昭和23年9月17日）。
 - *4 「社説／経営者に望む」（『神奈川新聞』昭和23年9月20日）。
 - *5 「残るは交渉と罰則／公務員法改正案大詰めへ」（『神奈川新聞』昭和23年9月26日）。
 - *6 「公務員法改正案／きょうの閣議で決議」（『神奈川新聞』昭和23年9月28日）。
 - *7 オクタグラムは1945年2月マニラで創刊された第八軍T I & E、Sec編の日刊紙。日本の事情や風習等が紹介された。1949年4月11日廃刊。
 - *8 民間情報課のヘンゼルは9月15日に鶴見で講演を行い図書館設立を促し、9月17日には磯子の社会教育委員会に出て、カマボコ兵舎図書館と屏風ヶ浦病院に図書館を置く建議を行った（『神奈川新聞』昭和23年9月16日、20日）。

神奈川軍政部
APO 503

Annex E-1
軍政部月例活動報告

1948年10月1日から1948年10月31日まで

民間教育活動 MG-12
(R. P. マックマナス、民間人)

1 学校視察

- a 今期は、男子高等学校1校、中学校3校、女子高等学校1校に対して訪問を行った。視察は小学校4校、中学校1校に対して行った。女子高等学校2校、中学校1校については再視察を行った。
- b 視察の間の特記すべき出来事
- (1) 横浜にある港中学校は、本物の学校図書館をつくった。大きく、十分に明るい部屋が選ばれた。机、椅子、書棚、マガジンラックが新しくつくられた。中学生にふさわしい本や雑誌が数多く集められた。生徒は棚から直接本を選んでもよいことになっている。図書館を運営する日常仕事は、教員の監督の下で生徒が行っている。
 - (2) 足柄上郡の曽我、金田、相和の3つの村は、最近投票を行い、中学校を合同することにした。中央に位置する中学校を立てるのにふさわしい新しい用地が購入された。建築の半分が1949年4月1日までに完成することになっている。
 - (3) 10月1日に、横浜第三高等学校が新校舎に移った。新校舎には普通教室が10、特別教室が5教室ある。来年も建築が続く計画である。
 - (4) 神奈川県的女子高等学校全体で、第12学年に在籍している女子の数は、わずか66名にすぎない。何校かの校長は、在籍が少ない理由は、父母だけでなく女子の大部分が、女子には3年の高等学校のコースは不要だと感じているからだと言った。
 - (5) 横浜第一女子高等学校の教員は、理科の教科書があまりにも短すぎる、詳細な説明が不足していると述べた。
 - (6) 中郡にある神田小学校は、PTAの決定により、1948年2月以後4、5、6年で共学を行っていない。
 - (7) 中学校が適切な現職教育プログラムを備えているのは明らかである。高等学校と小学校は、現実に何ら現職教育プログラムを備えていない。
 - (8) 高等学校には現在必要な数以上に多くの教員がおり、多くの教室がある。一方、小学校、中学校は依然として教員、教室とも不足しているのである。
 - (9) 横浜にある星川小学校は、神奈川でただ1校女性校長のいる学校である。分別と調和のとれた協力が、教員、児童、コミュニティーの間にある。校長の桜井氏は校舎の物理的状態の改善及び有能な教員の確保のために努力してきた*1。
 - (10) 県立山北女子高等学校で女性が教頭に任命された。
 - (11) 横浜の根岸中学校のPTAは学校のため、拡声器、ステレオプティコン、16ミリ映写機、図書館用として400冊の本を購入した。
 - (12) 横浜の根岸中学校の職業コースに関する記事が、職業ガイダンス協会の発行する全国誌の最新版2つに掲載された。

2 教育

a 教育委員会選挙

(1) 1948年10月5日に、次の人々が神奈川県教育委員会に選出された*2。

- (a) 堀内萬吉氏。委員長。民主党の常任総務長及び県議会の長。薬剤師であり横浜在住。
- (b) 河田庄一氏。横須賀在住。神奈川県演劇協会専務取締役。49歳。
- (c) 久保田順作氏。相模原町在住。高座畜産副組合長。相模漁業会長。神奈川県文化協会副会長。65歳。
- (d) 黒土四郎氏。横浜出身。横浜地方裁判所調停委員。神奈川県私立大学協会会長。60歳。
- (e) 吉田セイ氏。横浜出身。元国会議員。現在神奈川県師範大学昇格準備委員。児童福祉司。ユネスコ協力会評議員。横浜女性文化会会長。40歳。
- (f) 平野恒子氏。藤沢出身。社会教育委員（非公式）、神奈川県児童福祉委員。神奈川県社会事業協会監事。50歳。
- (g) 養島兵藏氏。中郡国府村在住。選挙の時点では村長。教育委員会に就任するため村長辞任。元教員、学校長。59歳。

(2) 横浜市の教育委員に選出されたのは次の人々である。

- (a) 飛鳥田喜一氏。委員長。1934年より市議会議員。現在、財政委員長。横浜法律協会会長。58歳。
- (b) 佐藤栄七氏。医師。佐藤病院長。公立学校3校で学校医を務める。民生委員。性病予防委員長。横浜庭球協会会長。62歳。
- (c) 高田三郎氏。工学博士。合衆国で学び、科学を広げるため各国歴訪。現在高田商会社長。51歳。
- (d) 林知義氏。慶応医大後援会長。松尾鉱業の鉱山長。ヨーロッパ、及び合衆国を広く歴訪。58歳。
- (e) 吉本道堅氏。横浜市の私立明倫女子高等学校校長。玉泉寺住職。神奈川県仏教徒協会常任顧問。ハワイで行われた汎太平洋仏教青年会議に出席。55歳。

(3) 選挙結果に関するコメント*3

- (a) 両教育委員会とも保守的である。
- (b) 県教育委員会の二人の女性候補は最も多くの投票を得た。吉田氏が98,373票、平野氏が71,408票であった。
- (c) 教員組合のメンバーは、候補を4人立てたものの、選出されなかった。
- (d) 共産党員は選ばれなかった。しかし、共産党の候補今野武雄氏は35,012票獲得した。この理由は主として、今野氏が科学に関する本を数冊書き、全国レベル及び地方レベルの科学団体幾つかのメンバーであるということによっているというのが一般の意見である。
- (e) 両教育委員会に当選した候補者の多くは、個人的な資質故に選出された。1948年10月7日の神奈川県新聞の記事「打ち棄てられた政党」は、横浜市教育委員会選挙において、純然たる政治的な候補者は全員敗れたと述べた。また、選挙結果によると教育委員会に関する人々の声は選挙運動が始まってから相当に変化したことが見て取れるとも述べた。
- (f) 農村部で投票を行った人の数は、都市部よりもはるかに多かった。神奈川県新聞の記事「まだ強い顔・組織」は、農村部の投票率が高いこと理由は、政治ボスの影響力故であると述べた。

b 「トライアウト」ホームルーム制*4

- (1) 最初の本格的なホームルーム制が、横浜の平楽中学校で立ち上げられた。この学校が特に選ばれたのは、一つの教室を一人の教員に割り当てただけの教室を持っている唯一の学校だからである。
- (2) 各ホームルーム担任は教室にいる35名から40名の生徒に対しガイダンスを行う。
- (3) 月毎のホームルーム・プログラムが計画される。毎朝、最初の15分、各ホームルームで特別のプログラムが実施される。例えば、ある月は「音楽鑑賞月間」だったり、またある月は「学校衛生月間」だったりするのである。

- (4) 大きな職員室は生徒のための図書館に変えられた。特別の休養室が教員には用意された。教員からの唯一の不満は、教室にたった一人できて孤独に感じるということである。
- (5) 横浜の中学校45校の校長及び教員が、この学校を訪問し、平樂中学校の校長及び職員と円卓討議を行った。横浜以外の校長及び教頭を招く案が、現在つくられている。

c 現職教育

- (1) 1948年10月26日段階で、ハンドブック「中学校教員対象の現職教育」は神奈川県に届いていない。当軍政部の民間教育担当官の要求で、県教育部長中村氏は、文部省から20冊取り寄せた。これらは民間教育課の職員が行う中学校教員を対象とした5回のセミナーの参考資料として必要である。
- (2) 高等学校の全教員が新しい常勤教員の資格を満たすことができるように、県教育部は11週間の現職プログラムを立ち上げた。
- (3) 6回の土曜日にわたり、9時から16時まで、教育コースが与えられる。講演を行う人の多くは、神奈川師範学校の教授である。しかし、民間教育担当官の勧告で、東京高等師範学校からやってきた二人の教授が、神奈川師範学校の教授2名と交替した。
- (4) 上記のコースの後、4階の土曜にわたり、次の主題を教授するコースが与えられる。英語、社会科、理科、家庭科、商業、工業それに農業である。見る限り、講師は有能であり、文部省の職員、東京高等師範学校、神奈川師範学校、横浜市立経済専門学校、東京大学から、またCIE/GHQ/SCAPが主催した特別研修コースに参加した教員から選ばれている。

d 指導主事及び教育長教育研修

- (1) 教育長講習会に参加する資格を取る試験を受けたのはわずか18名だった。4名は師範学校の教員だった。3名は高等学校の校長だった。11名は県及び市の教育担当官だった。詮衡委員会に選ばれて神奈川から来た4名のうち、2名は校長であり、2名は市教育担当官だった。
- (2) 指導主事講習会に参加する資格を取るための試験を受けたのは、48名だった。2名は師範学校の教員だった。7名が中学校の教員だった。13名が高等学校の教員だった。6名が小学校の教員だった。20名が県及び市の教育担当官だった。詮衡委員会に選ばれて神奈川から来た8名のうち、4名は県もしくは市の視学だった。1名が高等学校の教員、1名が中学校の教頭、1名が小学校の校長、1名が師範学校の教授だった。
- (3) 詮衡委員会は指導主事講習会の参加者として、女性を一人も選ばなかった。

e PTA

- (1) 4人のPTAの幹部との会議を持った。組織、会合の頻度、活動、会費の徴収と使用、規約の検討を行い、関連する提案を行った。彼らのPTA総会で、PTAの基本理念と目的をカバーする講演を行い、参加しているメンバーをどう配分するか、また提案のあった諸活動がどのようなものであるのか提示した。
 - (a) 多くのPTAは単純に名前を、後援会もしくは母の会から父母教師の会に変更しただけである。
 - (b) 諸活動は主に小委員会によって行われ、総会は年1回行われる。
- (2) 各PTAが翌日の教育委員選挙において100パーセントの投票を行うよう奮起を促すため、横浜のPTA大会が1948年10月4日に行われた。1,937人の代表がこの集会に参加した。

f 高等学校英語教育研究会

- (1) 神奈川高等学校英語教育研究会は10月、県内の5カ所で5つの英語祭を主催した。それぞれのフェスティバルでは、生徒たちは英語の学習に関連するスピーチや演劇や歌やその他の様々な活動を演じた。
- (2) 英語祭のプログラムの一部として、弁論大会が行われた。テーマは「コミュニティーの資金

獲得運動」だった。英語教育研究会と神奈川新聞がこのコンテストを合同で主催した。10月30日、14の地区で勝った者たちが、横浜C I E図書館で競い合った。県及び市の担当官、軍政部職員、生徒及び教員、それにその他このコンテストに関心を持っている職員が参加した。

g 横浜中学校英語教員セミナー

(1) 10月27日に行われた英語教員セミナーの週例会で、プロコフィエフの『ピーターと狼』のレコードが教員に補助教材を使う価値を示すために使用された。

(a) ナレーターが使った言葉は非常にシンプルで、理解しやすいものだった。ナレーションを印刷したものがガイドとして教員に配られた。

(b) 何度かレコードを聴いた後で、教員はレコードを教具として使う使い方について次のような提案を行った。女生徒に体育を指導する教員がグループダンスに利用する。美術の教員が紙芝居の物語あるいはステージのシーンを描くのに利用する。英語の教員が発音練習に、あるいは英語で劇をするのに利用する。裁縫の教員が英語教員の監督する劇のために衣装をつくるのに利用する。音楽教師が音楽鑑賞を、あるいはシンフォニー・オーケストラの中で使われる楽器の知識を教えるのに利用する。

(3) レコードは日本で生産され、およそ500円で購入できる。レコード購入のための資金は、売上税スタンプを収集して集める。

3 その他教育に関する重要事項

a 適格審査

(1) 県教職員適格審査委員会はこの10月3度会合を持った。1948年10月31日付の統計は次の通りである。

文部省管轄下職員 適格審査対象者計	旧委員会	新委員会
適格計	13,005	7,837
不適格計	12,985	7,812
追放計	20	25
復職計	61	0
再審査後不適格計	15	6
	0	12

(2) 文部省管轄下の職員ではないが、1946年10月3日の発適36号の規定により県教職員適格審査委員会が審査を行った職員の統計は次の通りである。

	福祉			通信			司法			農業			計		
	S	A	D	S	A	D	S	A	D	S	A	D	S	A	D
旧委員会	9	9	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0
新委員会	12	12	0	1	1	0	99	98	1	30	30	0	142	141	0
計	21	21	0	17	17	0	99	98	1	30	30	0	167	166	1
	S 適格審査対象者			A 適格			D 不適格								

(3) 10月31日段階で、図書館司書30人が適格審査を受け、適格とされた。

(4) 今月、公民館の管理者1名が適格審査を受け、適格とされた。このような担当官の中で、この日まで適格審査を受けたのはただ一人である。

(5) ○○は不適格とされた。その理由は、超国家主義的な本及び記事を書いたからである。

(6) 市議会が選出した横浜市教育委員、飛鳥田喜一は適格審査を受け、適格とされた。

b 青年団体

(1) 東京で行われた全国青年リーダーシップ教育研修に参加した神奈川の代表との会議で、研修コースに関して次のような意見が出てきた。

- (a) 研修コースが長すぎる。5日間だったらよかった。
- (b) 講師の中には日本の社会や文化に十分通じていない者もいた。
- (c) 地域での研修コースが最初に行われるべきである。
- (d) 代表者は価値ある材料を数多く得た。
- (e) 全体として、研修コースは非常に価値あるものだった。

(2) 神奈川の全域で、一連の研修コースを行う案が練られている。全国もしくは地域会議に参加した経験を持つ代表が主催することになる。

c 女性に関する問題

(1) J A C A

- (a) 神奈川の参事会は、女性の高等教育及び奨学金制度に関して一連の講義を主催する計画を立てている。
- (b) 幹部はUNESCOについて、さらに多くの情報を求めていると表明した。

(2) 女性文化研修教室

- (a) 横浜市社会教育課は3日間の研修授業を主催した。講義は割り当て食糧、家計、衣料、台所用具の用意に関するものだった。活動の頂点に、16の団体それぞれからひとりづつ、アメリカ人の家族の家に招待された。台所の整理とシンプルな設備や、衛生用品や、家族がコミュニティーの活動に参加してでもいるかのような家事計画に特別な関心が寄せられた。
- (b) 県教育部の社会教育課は料理と裁縫の研修教室を2回、民主主義とコミュニティーにおける女性の地位に関する講演集会を2回、家庭生活と衛生に関する講演集会を3回実施した。

(3) 7月に始めた週例フォーラムのシリーズの第1回が(1948年7月1日から7月31日付 Annex E-1) 今月完了した。ここで神奈川軍政部の女性幹部が女性一般に、また様々な活動をし計画を立てている女性団体に対して、示唆を与えたのである。PTA、女性団体、民生委員、看護婦協会、高等学校の教員、その他様々なグループのメンバーとなっている女性が4,000人以上集まった。

(4) 浦和で行われたリーダーシップ教育研修に参加した代表が半日会議を足柄下郡、足柄上郡、津久井郡、川崎市の4地域で開催した。だいたい代表者は自分が所属する団体で集会を持った。

(5) 様々な地域の女性団体の視察の結果、民主的な組織を運営するにあたり、基本理念や手続きについて相当理解が不足していることが明らかになった。幾つかの地域では、隣組とレットルを貼られるのを恐れて、全く団体が存在しないのである。これが女性の現状である。

d 教育委員会の監視

(1) 民間教育課の職員は1948年10月4、5、6日、選挙を監視するために横浜に監視チームを2つつくった。

(2) 多くの投票が無効だった。その理由は主として、投票者が県と市の投票を区別できなかったからである。

*1 桜井キン「待たれた婦人校長を迎えて」(『かながわ教育』第3号、昭和24年8月)。

*2 候補者のプロフィールについては前掲の『神奈川新聞』昭和23年10月4日、及び「教育委員の横顔」(『神奈川新聞』昭和23年10月8日)参照。

*3 「教育委員選挙を顧みる」(『神奈川新聞』昭和23年10月7日)。

*4 平楽中学校の実践については、「成長する六・三制を探る 下/師弟は親子のよう/平楽中の家庭式教室(ホームルーム)」(『神奈川新聞』昭和24年1月14日)参照。

神奈川県軍政部
APO 503

Annex E-2
月例軍政部活動報告

1948年10月1日から1948年10月31日まで

民間情報活動 (QCIE-02)
(ポール・セバスチャン、民間人)

1 情報メディア

a 視聴覚教育

10月、SCAP/CIE映画33本と少数の日本映画が、122,593人を対象に上映された。神奈川県全体の人口2,310,000人のうちの5.3パーセントである。前月、映画上映に参加したのは47,642人だった。SCAP/CIE映画だけを見た人数は6月以来増え続け、県内のほぼ全市全郡で今月参加したのは51,807人に達した。特別学校上映巡回で、日本映画が20,000人以上の生徒を対象に上映された。加えて、県民生部の主催した少年犯罪に関する特別映画の上映に際して横浜の映画館に50,786人の生徒が集まった。

視聴覚ライブラリーに関する、1948年の第八軍施行規則57号に関連して、次の方法が採用された。

- (1) 横浜SCAP/CIE情報センターに県視聴覚ライブラリーを設置し、視聴覚教材担当官と他の職員を任命する。
- (2) 多くの市及び郡に地方視聴覚教材委員会を組織し、それぞれの委員長と横浜で会議を持つ。
- (3) 県社会教育担当官との一連の会議で出てきた指令を詳細に説明し、新しい報告手順を伝授する。
- (4) 中央映画交換所と協定を結んで、定期的にSCAP/CIEのライブラリー映画と交換する。映画についての話し合いと交換が現在進行中であり、保存版のプリントと同一に複製したものを受領する方向である。

b 図書館

神奈川県では現在82の図書館を運営している。1948年の6月1日は37カ所だった。年末までに開館に向けて13の図書館が準備中である。

c 公民館

およそ500名の人々が横浜SCAP/CIEライブラリー・ビルディングの講堂で10月30日に行われた寸劇に参加した。議事運営法に使うPTAをどうに運営するかということに関して最初に行われたものだった。上演は楽しげに行われ、大成功だった。当課が主催した寸劇を演じたのは県立横浜第一女子高等学校の生徒25名だった。俳優は衣装を着て役割の書いてあるプラカードを付けており、あたかも玄人が行うよう演じた。

10月、30校を超える高等学校と利用できる少数の公民館に対し、情報課は11月に県内各地で寸劇を計画し実施するよう促した。

労働集会、船員のエンターテインメント、ダンス、合唱、ファッションショー、こうしたものが横浜の新しい公民館での活動である。横浜SCAP/CIEの司書ミス・ウッドが行うファッションショーは特に人気があることが判明した。日本人は500名の人を集めるオリジナルのショーの要点をコピーし、独自のファッションショーを行った。それは1日で熱狂的な観客約3,300人を集めた。

情報課は11月10日19時に新しい公民館で行われるスクエアダンスを主催する。横浜YMCA、赤十字、県庁の代表が招かれている。保守的なアメリカ人の伝道者トッピング夫妻が、スクエアダ

ンス・プログラムに熱心であり、日本バプティスト団体から若い人々を派遣して支援することになっている。SCAPの支援は次の関係で大きな価値がある。

- (1) アメリカでのスクエアダンスを描いた教育映画を配給する。
- (2) 軍政部にダンスバンド及びスクエアダンスの経験のあるダンサーを調達する許可を与える。ダンサーはスクエアダンスを正しく始めるためには絶対に不可欠である。

d 新聞

9月に神奈川新聞に掲載された全記事の80パーセント、10月に掲載された全記事の70パーセントは、神奈川軍政部の情報プログラムに関連するものである。もし神奈川新聞が合衆国陸軍によって発行されていたならば、現在の非常に協力的な日本人の運営の下で力になっているほど大きなものになることはあり得ないだろう。もし何とか可能であるとして、神奈川の唯一の新聞に紙がもっと割り当てられたならば、神奈川軍政部のあらゆる課にとって、大いなる力となるだろう。

神奈川新聞に前の2ヶ月掲載された記事について次のように列挙したのを見ると、神奈川の唯一の日報がすべての民間情報プログラム及び活動の遂行を支援することに於いて、記念塔とも言うべき役割を果たしていることが力強く描かれている。租税、教育委員会、農業、図書館、割り当てプログラムのような、当県で際だった成果を上げたプログラムに関する神奈川軍政部と県庁の新聞発表活動がどの程度であったかをもこれははっきりと表しているのである。

プログラムの分類	9月掲載	10月掲載
神奈川軍政部—県庁に基づく		
教育一般	20	31
教育委員会	50	57
図書館	6	5
経済一般	7	15
農業及び農地改革	29	13
煙草	1	1
魚	3	8
林業	3	6
通商	23	10
住宅	0	7
食糧及び割り当て	40	33
關市	16	25
電力「節電」	6	12
労働一般	27	19
公務員	5	6
失業保険	1	1
福祉	27	25
共同募金及び赤十字	6	24
引き揚げ	1	3
市民の自由	15	9
週刊紙	1	32
公衆の安全一般	3	8
交通	3	2
防火	1	6
租税一般	13	24
消費税	6	4
厚生	2	6
計	315(80%)	392(70%)
神奈川軍政部—県庁以外		
犯罪	24	11
政治	16	57

財政	10	8
文化一般	15	24
その他	13	70
計	78(20%)	170(30%)
総計	393	562

2 情報プログラム

a 農業協同組合

県庁農地部長のオオサト氏によると、農業協同組合組織プログラムは、実際100パーセント完了した。最近の数字は次の通りである。

199	正規の農業協同組合
21	畜産協同組合
38	開墾協同組合
115	養蚕協同組合
373	計

b 農地改革

10月末までに、獲得した土地の再販売の80パーセントが完了した。11月末までには、90パーセント完了することになる。政府は獲得した土地の10パーセントを保持するつもりである。したがって、11月30日までに、神奈川の農地改革は十分に完成する。

c 穀物の収穫

10月、穀物の収穫について、15の記事が神奈川新聞に掲載された。水稻の収穫は、楽観的に見積もっても、約20パーセントであると思われる。次の手段により状況が改善されると考えられる。

- (1) 農業地域では「節電」の制限を縮小すべきである。夜間だけでなく日中も、農民が電力を使用できるようにすべきである。11月と12月は重要な月になる。農民が特に極めて短い重要な時期に、電力サービスを多く受けることができるようになれば、穀物収穫キャンペーンについて大きな力となるだろう。
- (2) 特に足柄上郡、愛甲郡、中郡に、直接電力を供給する線が必要である。電力が現在は、この高い生産力を持つ農業地域に届く前に、都市に横取りされているからである。
- (3) 衣料、煙草、酒をやる気を起こすものとして効果的に配給すれば、水稻収穫を奨励するにふさわしいものとなるだろう。

d 食糧配給

大阪を起源として東京-横浜地区の各地の女性に火を付けた、燃え上がるような価格値下げ運動は、10月末までに燃え尽きたようである。

今月、情報課は、県庁が60,000円を使ってつくったパンフレット10,000部の出版によって、「女性は合法的な価格を形成しなければならない」という考えを広げることにより、くすぶっている燃えさしを、再燃させようと努力した。パンフレットは現在県中の女性団体に配布され、効果をあげている。これらの団体は、割り当てのチェック、悪質な割り当て店の追放、良い割り当て店の推奨、商品価格調査への参加に重きを置くよう努め、一般に闇市による統制を改良すべく、熱心に協力しようと努めている。このプログラムのための新聞の宣伝については、当報告1dのパラグラフに留意されたい。

神奈川軍政部の司令官は、県民2,000人の大会で演説し、食糧割り当て増加について果たした役割に対し、農民、担当官、新聞に感謝の意を表し、口頭で闇市ブローカーを罵倒した。

e 教育委員会法

神奈川県の教育委員選挙運動は、10月5日に成功裏に終わり、県内から有能で満足度の高い教育委員を選出した。民間情報課は現在民間教育課と密に協力し、教育委員会法プログラムの第2段階を活性化している。10月、神奈川新聞に掲載された教育委員会について57の記事は刺激的で

あった。9月には50の記事が掲載されている。

f 徴税

横浜税務署長のコンドウ氏との会議によると、税務職員の増員に関する情報課の再三の要求が、実を結んだことが分かった。彼は横浜税務署は特にひいきされたようだと述べた。昇進も行われた。しかし、彼の事務所にはまだ要求した自転車が届いていない。最近行った10月15日に終わる滞納税徴収キャンペーンでは、神奈川は他県をリードした。日本の114の税務署のうち藤沢税務署が4位、磯子が7位、大磯が10位だった。

月例活動報告書の項目及び内容

1 民間教育課 Annex E及びE-1

1947年11月 東京-神奈川軍政部 無記名

A 学校視察(高等女学校の調査) B 適格審査(統計、湘南中学校校長問題) C 教員研修(前期中等教育教員対象、神奈川師範卒業生対象) D セミナー及びワークショップ(小学校長対象セミナー、中学校長対象セミナー、中学校英語教員対象セミナー、理科教員対象セミナー、英語ワークショップ、社会科ワークショップ) E 父母教員組織 F モデル校(アメリカンスクール視察) G 図書館(アメリカの雑誌の配布状況) H 特別調査(中郡及び湯河原のSCAPIN 448号違反) I 女性に関する問題(JACA月例会での講演、日本青年女性キリスト教会主催の大会、平塚高等女学校での講演、外国食品の調理についてのデモンストレーション) J 成人教育(財源不足で公開コース及び労働コース実施されず)

1947年12月 東京-神奈川軍政部 民間情報教育課 マックマナス

1 教育 a 神奈川工業学校視察(指令不徹底、過剰職員) b 職員問題(教員配置のまずさ、高等学校で職員過剰) c 給与の不公平(男性教員と女性教員のベースに格差あり) d 中学校調査(旧制中学校15校を対象に調査、何れも高等学校移行を検討しているが準備不足) e 衛生(ガラス不足とガラス購入の資金不足、水の供給不十分、清掃用具不足、医療用品不足) f 視聴覚教育(時間不足で軍政部のプログラム遅延、日本側の資材・時間不足、神奈川県中央映画教育協会設立) g 社会科調査(時事的な問題の理解度を中学校・高等学校で調査したが不満足な結果) h トライアウト中学校(当該学校で試行中、連続授業やグループ学習の研究) i 生徒会(旧校友友会が校内での資金を握り、生徒会プログラム進まず) 2 その他 a 適格審査(統計) b 青年団体(戦時中のリーダーだった旧青年学校の校長が中学校の校長となり、青年団体に影響力行使) c SCAPIN 448号違反(中郡、湯河原の件について調査中)

1948年1月 東京-神奈川軍政部 民間情報教育課 マックマナス

1 教育 a 傑出した中学校(根岸中学校の選択制、職業コース、学籍簿、ホームルーム制、効果的な時間割を評価) b 適格審査(統計) c 給与の不平等(私立小学校での経験が反映されないという不満あり、給与体系について検討中) 2 その他 a ヴァイニングによる講演 b リクリエーション・プログラム計画のため愛甲郡文化民主ワークショップ設立 c 県立第一高等学校校で魚と野菜の割り当てに関する会議開催(JACAの坂部支部長、ESSのアプトンら出席)

1948年2月 神奈川軍政部 民間情報教育課 マックマナス

1 教育 a 中学校建設プログラム(資材・資金の不足のため建設プログラム進展せず、国から資金が送られていないことが確認、横浜市では三部制やむなし) b 中学校長の無能力(旧青年学校校長が新制中学校長に多数任命されていて新教育に理解を示さない、旧青年学校長及び市視学だった大師中学校校長が無能力ゆえ降格) c 適格審査(統計、湘南中学校校長の再審査不適格、川崎中学校校長が再審査不適格、朝鮮人学校適格審査の質問票の提出を拒否する姿勢) d 視聴覚教育(軍政部映画チーム学校で映画上映、横浜高等女学校で性病予防映画) e 電力の不足(電力の割り当て不足のため視聴覚教育プログラム進まず) f 教職員組合(3名の組合役員を教育委員会設立準備委員会に任命、組合役員と民間教育課長との会議で民間教育課長が組合役員は教育委員になるべきではないと指摘) g 青年団体(横浜の専門学校生による英語クラブ) h 女性に関する問題(横浜第一女子商業学校で「効率のよい生活」について担当官4回講演) 2 情報 a メディア不足(神奈川新聞に対する用紙の割り当て不足) b 全国の農業林業担当官会議(農業会の解散と協同組合の設立を討論) c 農業協同組合設立のための宣伝活動 d 魚及び野菜の収集についての記事が新聞に掲載 e 掲示板の利用

1948年3月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 教育 a 新制高等学校の設立(119校の旧制中学校のうち105校が新制高等学校) b 通信制(第一高等女学校と湘南中学校選定、準備作業完了) c 教育職員(教員研修に関する報告、青年学校の校長及び教員の配置) d 中学校建設プログラム(横浜・川崎の教室確保の困難、小学校の三部制・中学校の二部制・9学年を在籍させない等の工夫) e 特別農業学校(県立農業訓練所の調査、教育部と農林部の協力必要) f 県小学校校長会(新しい校長会設立) g 学校図書館

(学級文庫の設置) 2 その他 a SCAPIN448号違反(大山事件に関与した教育者4名不適格、六会中学校校長及び六会小学校校長不適格) b 適格審査(統計、朝鮮人教員22名の調査票提出) c 特殊学校(横浜観光協会が設置している学校の問題点) d 教職員組合(組合幹部の教育部長に対する要求) e 青少年赤十字(小学校160校正規会員として登録)

1948年4月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 教育 a 大船中学校の学校視察(学校増設促進委員会が校舎建築推進、進歩的な職員の協力を評価) b 朝鮮人学校(朝鮮人の管理下にある学校の抱える矛盾、小中高の合同学校建設中、朝鮮人の学校に対し、日本の法規に従うよう指令、その後遵守することに同意) c 教育職員(教員不足なし、教員の給与引き上げ、女性教員不足その代替策もなし、川崎の中学校の校長の半数以上が旧青年学校の校長であり満足な改革が行われていない、それゆえ5名の校長交替) d 中学校校舎建築プログラム(横浜におけるプログラムの遅延、都市部に比べ農村部がプログラム進展、横浜・川崎の教室不足深刻、中郡の3つの村の合同中学校) e 職業上の出版物(英語ワークショップの教員用教材、英語教育研究会) f 10ポイント小学校プログラム(改革のための10項目のリスト) g 生徒会(高等学校生徒会連盟、校友会の廃止、横浜の高等学校で会議、評議会モデル案) h 体育研修(体育関係の教育団体設立) i 私立青年学校(大多数廃校、約10校認可申請中) 2 その他 a 適格審査(統計、再審査後不適格1名) b 青年団体(湯本でリーダー会議、由比ヶ浜青年協会) c SCAPIN448号違反(大山事件裁判所へ)

1948年5月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 教育 a 特別学校視察(学校を地域のコミュニティとする考え方を普及するため秦野高等学校、秦野女子高等学校視察) b 中学校教頭セミナー(19項目からなる資料配付、CIE映画上映) 2 その他 a 適格審査(統計、統計の修正、朝鮮人教員の適格審査70名のうち45名が調査票提出、中央委員会への提訴の統計) b 組合活動(教職員組合が校長候補を推薦することに対する中学校教頭の不満、県幹部は知事が任命の最終権者であるとしながらも組合の要求を無視できない)

1948年6月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 教育 a 教員の職業上の地位の改善(第二級の教員配分) b 傑出した中学校(根岸中学校の職業教育プログラムの説明と評価) c 学籍簿研究(学籍簿を検討する委員会設立、最終様式作成) d 社会教育(社会教育会議開催、社会教育プログラムの達成したもの) 2 その他 a 教職員組合(大洋中学校事件) b 朝鮮人の状況(朝鮮人学校の教員すべて適格、日本の教科書100冊配給) c ボーイスカウト(アメリカン・カブスカウトが民間教育担当官と小学校訪問) d 商業映画(横浜の12の学校が正規時間帯の前に割引で見る契約を結ぶ) e 横浜専門学校学生大会(6月30日開催) f 適格審査(統計、不適格1名再審査後適格2名、朝鮮人学校の教員全員適格、中央委員会への提訴の状況統計、適格審査委員のメンバー1名交替)

1948年7月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 教育 a 義務教育法の施行(家庭の貧困のため義務教育法施行に困難があるという指摘) b 学校建設プログラム(県内七大都市の教育部長と会議、プログラム遅延の理由) c 横浜における四年制大学の設立(横浜市教育部1949年に大学設立する案を正式発表、経済専門学校・横浜工業専門学校・青年師範学校が合併して国立大学となる) d 市教育部の再編成(4課から6課へ、川崎市の再編成) e 朝鮮人学校への教科書配給(文部省から900冊を3団体に配給、使用されているかどうか視察予定) 2 女性に関する問題 a 女性ウィークリーフォーラム(横浜西区等で7月13日より開催、活動が活発でない地域がある) b リーダシップ教育研修(7月26日から28日まで浦和で開催、女性23名と男性5名参加) 3 a モデル・レクリエーションセンター(横浜の中学校に設置、4週間のプログラム提供) b 教職員組合活動(大洋事件について熊沢氏に代わり別の校長を任命、教員の給与引き上げについて話し合い継続) c 適格審査(統計、統計の修正、朝鮮人教員75名適格)

1948年8月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 教育 a 教育委員会法(10月5日神奈川県と横浜市で実施、教育委員会施行令が市町村に周知していなかった、教育関係及び市町村首長との会議の中で出た教育委員会法に対する意見、立候補の表明) b 学校財政(国から3億円受け取る) c 現職教育プログラム(小中学校教員対象県内12カ所で8日日程で開催、教職員組合からの質問に対しこの研修が発学320号に基づくものであることを説明) d PTA(県幹部と教員以外教育委員会法については理解していない) 2 女性に関する問題 a 女性問題担当官が川崎の女性リーダーに講演、横浜市が女性問題担当の長に女性任

命、横浜第一女子高等学校に女性校長を任命するという発表あり) 3 その他 a 適格審査(統計、復職2名) b SCAPIN448号違反(大山事件について宮司6ヶ月の執行猶予教育関係者無罪、しかし教員適格審査委員会は4名を問題ありと判断、4名は中央委員会に提訴)

1948年9月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 教育 a 教育委員会選挙(県教育委員会立候補者19名、横浜市教育委員会立候補者10名、各担当と協力の下情報活動を展開) b 神奈川県教育週間(9月27日から10月2日まで実施、9月30日横浜でパレード) 2 その他 a 適格審査(統計) b 女性校長(平塚、横須賀、小田原の県立女子高等学校に女性校長を任命すると教育部長発表)

1948年10月 神奈川軍政部 民間教育課長 マックマナス

1 学校視察(港中学校の学校図書館、足柄上郡の曾我、金田、相和の3村で中学校を合同、横浜第三高等学校が新校舎へ移る、県内の女子高等学校全体で最終学年まで在籍する数が66名のみ、横浜第一女子高等学校の教員から理科の教科書が短すぎるというクレームあり、神田小学校はPTAの決定のため4年生以上共学を実施していない、小学校と高等学校では現職教育プログラムが不十分、高等学校の教員過剰、星川小学校の女性校長を評価、山北女子高等学校で女性教頭任命、根岸中学校がPTAの資金で視聴覚機材及び図書購入、根岸中学校の職業コースを紹介する記事が全国誌に掲載)
2 教育 a 教育委員会選挙(県教育委員会に選出された7名のプロフィール、横浜市教育委員会に選出された5名のプロフィール、選挙に関するコメント<保守的、県では女性が高得票、教職員組合選出されず、共産党員選出されず、委員は政党ではなく個人の資質で選出された、農村部は政治ボスの影響があり投票率が高かった>) b 「トライアウト」ホームルーム制(平塚中学校の実践紹介) c 現職教育(文部省からのパンフレット未着、高等学校について11週のプロプログラム立ち上げ、その内容紹介) d 指導主事及び教育長教育研修(教育長講習会の受験者18名のみ、指導主事講習会受験者48名、指導主事講習会では女性が選ばれず) e PTA(PTA幹部との会議<多くのPTAは名称を変更したにとどまる>、教育委員会選挙に向けて10月4日横浜で大会開催) f 高等学校英語教育研究会(英語祭を県内五カ所で開催、英語祭の一環として弁論大会実施) g 横浜中学校英語教員セミナー(『ピーターと狼』を教材として使用、レコードの利用法) 3 a 適格審査(統計、不適格1名) b 青年団体(全国青年リーダーシップ研修に参加した神奈川代表との話し合い、神奈川で研修コースを行う案検討中) c 女性に関する問題(JACA<女性の高等教育及び奨学金制度についての講義計画中>、女性文化研修クラス<横浜市社会教育課研修としてアメリカ人の家庭訪問、県社会教育課講演実施、週例フォーラム完了、浦和のリーダーシップ教育研修に参加した代表が会議開催、民主主義の手順や理念について理解不足) d 教育委員会の監視(民間教育課が選挙を監視、県と市の投票が区別できず無効票があったと考えられる)

1948年11月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 学校視察(高等学校の教員を新しい教育制度に適合させる研修が行われていおらず旧態依然である、高等学校のカリキュラムが変わっていない、夜間の学校を評価、貧困地域では教員の側に無責任な態度がある、湘南村の小学校を評価、横浜の教室不足) 2 a 県教育委員会(定例会と臨時会を各一回開催<教育部の再編成、財政、教育長の権限を検討>) b 横浜市教育委員会(定例会と臨時会を各一回開催、教育部の再編成を検討中) c 男女共学に関する調査(横浜の12校の調査では男女共学に理解、しかし高等学校に即刻導入することには懸念表明、港高等学校での取り組み紹介、ガイダンスに対する無理解) d アメリカンスクール訪問(県高等学校社会科部対象、川崎の中学校教頭及び視学対象、横浜の小学校教員のアメリカンエレメンタリースクール訪問) e SCAP教育指導者教育研修への申込(教育長講習会に女性の応募なし、中学校指導主事講習会に応募した女性は1名のみ、小学校指導主事講習会に女性の応募なし) f 中学校教頭セミナー(1日日程のセミナーが4回から6回へ、5回目はアメリカンスクール訪問、6回目はCIE図書館への訪問と平塚、根岸の3校訪問、セミナー参加者の意見紹介) g PTA(PTA規約に民主的な概念が欠如している) h 成人教育(横浜市の社会教育課との会議<問題点の指摘>) 3 その他 a 適格審査(統計、横浜の水上学校の問題点、再審査請求の状況) b 女性に関する問題(女性団体の中にある従来のリーダーと一般のメンバーの間のギャップ、婦人少年局の活動、県及び市の婦人部の活動) c 青年団体(小田原で広報のための会議)

1948年12月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 学校視察(横浜市から公立校生を受け入れている大倉山女子中学校高等学校の運営、中学校で単位制をうまく用いていない、小学校の不足状況、ララ支援) 2 a 関東信越地区教育長及び教育委員会(12月28日CIE図書館で開催、教育委員から出された質疑) b 中学校実践教授法の調

査(神奈川師範及び青年師範における教職訓練の在り方、付属校の訪問) c 通信教育(ガイドブックがない、通信制の授業は本務を終えた教員が担当し手当がない現状である) d 関東地区女子高等学校校長会議(12月8、9日小田原女子高等学校で会議) e 小学校におけるカリキュラムの進歩(石川カリキュラムの実践紹介と評価、平沼小学校、福沢小学校、成瀬小学校のプログラム) f アメリカンスクール訪問(小学校教員グループの訪問1組、中学校の英語教員2組、フランス語及びスペイン語の授業見学、アメリカンスクール訪問の効用) g 指導的な教育者に対する研修(教育長研修コース参加者、小学校指導主事研修コース参加者、中学校指導主事研修コース参加者、IFELの人選について、IFEL参加者を任用することについて) h PTA(PTAの組織率についての統計、PTAの連合組織を希望する声、参考規約の配布、参考規約を説明する会議) 3 その他 a 適格審査(統計、中央委員会に提訴した件は調査中) b 女性に関する問題(關市に反対する運動、川崎の女性団体と会議、婦人少年局の活動、県及び市の婦人部の活動、女性教員) 4 その他 a 根岸中学校を訪れる全国の訪問者) b 宗教団体が公立学校の施設を利用することについて、c 戦争で被害を受けた事業者による学校利用 d 山梨県の教育者がアメリカンスクールを訪問する取り決め e 建設のため強制的な寄附が課されることについて書いた不満の手紙が送られてきている。

1949年1月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 学校視察(二部制の学校の運営のまずさ、小中学校で教員に割り振られた資金を持って事務員を雇用している、高等学校で施設及び人員を利用できていない、高等学校では在籍生徒が少なく効率が悪い、旧町内会長の持っている影響力が甚大、高等学校で生徒50人あたり教員2名配置するという案、地域によっては経験ある教員に代えて給与の低い経験のない教員を雇用する傾向がある) 2 教育 a 県教育委員会問題(官僚<人員の増加計画>、私立学校担当部門の立ち上げ、予算配分) b 横浜市教育委員会(校舎不足、学区割り、中学校の学区) c 女子高等学校のカリキュラム(第12学年の生徒が出席しない理由分析) 3 その他 a 適格審査(統計、朝鮮人学校運営者11人適格) b 女性に関する問題(女性団体幹部と個別に行った非公式の会合、国会選挙に対する関心の低さ)

1949年2月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 学校視察(石川カリキュラムに関する討論会、羨が緩んでしまう傾向、若い教員間の相互理解不足のため現職教育プログラムが効果的でない状況、農村地域の女性教員不足) 2 教育 a 県教育委員会(学区割りのやり直し) b 私立学校担当課 c 横浜中華学校(共産主義者の活動による混乱、日本における中国人の地位の解釈) d 生徒自治(横浜アメリカン・ハイスクール生徒会102名の日本人生徒会代表及び顧問招待、このプロジェクトを評価) e 小学校教員セミナー(横浜の小学校教員を対象に6回のセミナー) f PTA(PTA基金の多くが教員補助のために使用されている) 3 その他 a 適格審査(統計) b 女性に関する問題(婦人少年局の予算不足、トウモロコシ食品のデモンストレーション) c ガールスカウト

1949年3月 神奈川軍政部 民間教育課 マックマナス

1 学校視察(新制中学の役割について理解深まる、中学校の校舎不足、農村部の教員不足の理由の一つは都市部の学校よりも手当が低いことにある、民間教育担当官1名が川崎に滞在したが情報不足だった) 2 教育 a 県教育委員会(任用申込リストに関する規則作成、現職の中村新一が教育長に任命、教員選抜基準に関する規則作成、1949年度の基本方針提示、高校の通学区制定、横浜第一女子高等学校に幼稚園設置、東京大学の特別コースに参加する教員選抜、農村地域の教員給与引き上げ検討中、15名の教員が教育部で仕事を任せて専任されている学校には行っていない、教育職員任用規定を作成) b 横浜市教育委員会(港女子高等学校を廃校の上横浜商業高等学校と統合し共学とした、現在の教員及び校長を6ヶ月契約で任用、中学校3校新設、彦由龜一を4年契約で教育長に任用) c 中学校校長研修(2日間日程で4回開催、IFELの参加者がリーダーを務める) d 中学校英語祭 e 教員の夜勤(教員の夜勤の問題点) 3 その他 a 適格審査(統計、不適格者2名、中央委員会提訴中のまとめ) b 戸塚区で隠匿武器発見 c 貿易博覧会で生徒が寺に宿泊することについて許可) d 女性に関する問題(3月8日国際デーの祝典) e 県幹部がすべての学校にPTA規約の改定を要請)

2 民間情報課 Annex E-2

1948年3月 神奈川軍政部 民間情報課 グレイドン・J・ジョーンズ

1 情報プログラム a 徴税(徴税プログラムの取り組み、税収の遅れの原因分析) b 食糧配

給（魚及び野菜の配給、女性団体による正規店以外では買わない運動） c 農業協同組合（農業協同組合が農民の間で好評である、新しい農業協同組合に向けての啓蒙活動） 2 その他 a 図書館 b 映写機の利用（横浜市が学校で映画上映のため軍政部に映写機要求） 3 遅延要因 a 徴税（共産党員による妨害活動） b 旧農業会による妨害 c 神奈川新聞に対する用紙の割り当てが不足していること

1948年4月 神奈川軍政部 民間情報課 グレイドン・J・ジョーンズ

1 情報プログラム a 食糧配給（食糧配給プログラムの取り組み、女性団体やPTA及び社会教育委員会の協力） b 農業生産（食糧増産のキャンペーン立案のための会議とその取り組みくポスター配布、地方新聞への記事掲載、拡声器によるアナウンス、県職員による啓蒙活動、農業関係の講演、移動情報ユニット、軍政部司令官及び知事からの激励）、化学肥料の不足、農民の経済的な地位が大きく改善されている） c 徴税（徴税プログラムの進展、遅れている地域に対する梃子入れ） d 農業協同組合（農業会による妨害、共産党の活動の脅威、講演チームによる啓蒙） 2 その他 a 図書館（社会教育委員会の協力） b 視聴覚教育映画（『アメリカ国立図書館』『学ぶ自由』を各地で上映） c 農業生産プログラムに関する青年団体の活動（ボーイスカウトによる農薬散布） d 農機具、肥料の使用法、農薬等の展示（4月12日から5日間戸塚区の競馬場で展示会実施） 3 情報担当部門（県に情報担当部なし） 4 情報メディアの有効性（ラジオと移動ユニット）

1948年6月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報プログラム a 農地改革（農地購入プログラムは達成、秦野地域では農地改革が成果をあげている） b 衛生及び虫害防止（6月1日より各メディアを使ってキャンペーン展開、前年に比べ改善の状況<チフス、赤痢に効果、日本脳炎はわずかな増加>、資金不足） c 食糧増産（1割増産に明るい見通し、キャンペーン継続中） d 地方自治（県民の間の民主化のうねり、なおも力を持っている隣組等旧勢力に対する取り組み、信用農業協同組合連合会に旧勢力選出されず） e 農業協同組合（設立進行中、農民の関心を引きつけつつある） f 食糧配給（消費者の間にある砂糖割り当てに対する不満、エジプト米到着予定、幽霊人口の摘発） g 林業（緑の週間キャンペーン） 2 その他 a 本格的な図書館の増加（6月に9カ所開館） b 掲示板ブーム c 視聴覚教育プログラム（5月に比べ参加者減少） d 映写機の利用（港北区の区役所が地区の学校で上映）

1948年7月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報プログラム a 食糧配給（主食の配給の遅延、エジプト米の到着、闇市との闘いを強調、不法醸造酒の撲滅） b 農地改革（農地改革法の中にあるバランスの悪さから来る不都合） c 農業協同組合（全幹部のうち旧農業会の役員は15パーセント<6月から10パーセント減少>、都市近郊農民の生活の変化<ミシンの普及>） d 食糧増産（農業技術の普及の重要性、増産プログラムに対する農民の努力） e 地方自治（7月26日NHKラジオで放送） f 徴税（ジープ1台と日本車1台が徴税に有効だった、租税担当官の汚職による追放） g 衛生及び疾病防止（7月12日から各メディアを使いキャンペーン、X線デー） 2 その他 a 図書館プログラム（7月に16カ所開館、横浜CIE図書館8月27日開館予定） b 視聴覚教育プログラム（10本の映画上映、日本映画も上映されたが古くアピールしないので打ち切り、ステレオプティコンの利用可能）

1948年8月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報プログラム a 図書館（8月31日CIE情報センター開設、中区に大図書館開設、8月13カ所開設、視聴覚ライブラリーCIE情報センタービル2階に開設） b 食糧配給（知事による割り当て店視察、配給状況改善） c 林業（植林に関して県庁が活発な宣伝活動） d 魚及び野菜の配給制（一般的に状況改善） e 農業協同組合（98パーセント完成） f 食糧増産（収穫に対する県庁の悲観的な見込み） h 地方自治及び市民の自由（山北青年団体に対して講演、その他市民の自由について講演、平均的な市民が民主的な気持ちを押し殺す傾向） i 租税（徴税の困難を克服する見通し） j 新聞及び他のメディア（プレス会議、労働基準法について書いたリーフレット散布） k 公衆衛生（結核対策について好ましい傾向）

1948年9月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報プログラム a 教育委員会法（10月5日の投票に向けての情報活動、9月30日の横浜のパレード、民間教育課との協力） b 食糧配給（女性団体の闇市打倒計画） c 租税（リーフレット散布） d 収穫（神奈川新聞に記事） e 国家公務員法（神奈川新聞の関連記事） f 市民の自由（女性に対する講演フォーラム、投票所が20時まで開いていれば投票は増えるはず） g 労

働基準法（労働基準法成立を祝うセレモニー） 2 情報メディア a ステレオプティコン映画
b 公民館（視聴覚プログラムが前進した後、公民館プログラムにかかる予定） c 視聴覚教育
d 新聞発表（プレス会議） e 図書館（各地に図書館開設、屏風ヶ浦病院に読書室）

1948年10月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報メディア a 視聴覚教育（CIE映画の入場増加、視聴覚ライブラリーの在り方） b
図書館（開館増加） c 公民館（10月3日PTA寸劇を上映、ファッションショーの人気、スクエ
アダンス・プログラム） d 新聞（神奈川新聞の協力を高く評価、記事の一覧） 2 情報プログ
ラム a 農業協同組合（100パーセント完了） b 農地改革（土地の再販売の80パーセント完
了） c 穀物の収穫（収穫について神奈川新聞の記事、改善の提案<節電の制限の縮小、農村地域に
直接電力を供給、煙草や酒を配給することで動機づけを行う） d 食糧配給（価格値下げ運動下火
になる） e 教育委員会法（民間教育課との協力成功） f 徴税（税務職員の増員が効果をあげ
る）

1948年11月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報メディア a 図書館（84カ所の図書館運営中、100カ所以上の図書館が目標、遅れている
地域の図書館代表との会議、藤沢の図書館及び中区の図書館の高い評価、逗子と川崎にカマボコ屋根
の図書館が1月開設、CIE情報センターに日本語の新聞雑誌配置） b 視聴覚教育（CIE映画
の参加者3倍となる、常設フィルム・ライブラリー完成、視聴覚委員会の学校巡回、SCAP展示）
c 新聞及びラジオ（県庁により多くの新聞発表を行うよう要請） d 弘報委員会（弘報委員会の
組織づくり開始） e 公民館（52カ所の公民館運営中、新たなエネルギーが必要、横浜公民館の開
設、公民館を活性化するための案<スクエアダンス、ファッションショーなど） 2 プログラム
a 民主主義、市民の自由、刑法（政治再教育プログラムで講演、議事運営法についてのSCAP寸
劇） b スクエアダンス・プログラム（横浜公民館で行われたスクエアダンスの盛況） c 教育
委員会法（第二段階に入る） d 農業調整委員会選挙（11月30日の選挙に向けてキャンペーン、有
権者の90.3パーセントが投票）

1948年12月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報メディア a 図書館（川崎の軍政部情報センター2号の開設、92カ所の図書館運営中、図
書館に対する視察） b 視聴覚教育（成熟期に達した視聴覚情報プログラム、視聴覚センターの視
察） c 新聞（プレス会議の発表） d ラジオ e 弘報委員会（委員会の組織づくり） f
公民館（神奈川公民館視察、軍政部主催のファッションショー、スクエアダンス訪問、公民館集会で
講演） 2 情報プログラム a 政治再教育（議事運営法寸劇、総選挙に向けてのプログラム）
b 關市（關市を統制するためのキャンペーン） c 健康と衛生（水洗トイレの必要性） d 徴
税 e 教育委員会（第二段階に向けてのテーマシート）

1949年1月 神奈川軍政部 民間情報課 ポール・セバスチャン

1 情報メディア a 図書館（川崎の軍政部情報センターの盛況、鎌倉の軍政部情報センター第4
号開設、図書館開設の見通し） b 視聴覚教育（視聴覚ライブラリーの運営） c 神奈川県にお
ける日本語の情報メディアの進歩（一覧） d 弘報委員会（組織の拡大、川崎の弘報委員会の進
歩） e 新聞及びラジオ（地方紙が三大紙に比べ不利な状況、県庁放送） f 公民館（鎌倉、川崎
の取り組み） g 文化（国際基督教大学の設立に関する講演） 2 プログラム a 総選挙（様
々なメディアを利用しての活動） b 租税（テーマシートを用意） c 労務管理関係及び労働教
育 d 政治再教育（PTA寸劇） e 児童福祉（プレイグラウンド計画）

1949年2月 神奈川軍政部 民間情報課 アンソニー・メイスン

1 a 図書館（軍政部の規準に達していない図書館の一時閉鎖、86カ所運営中） b 情報セン
ター（大船及び秦野の情報センターの開設、かまぼこ型図書館の資材及び費用は軍政部負担、各地で情
報センター計画） c 弘報委員会（弘報委員会は自発性を持つ機関） d 町内会（大衆の中
にある町内会と弘報委員会との混同、実験的な町内会） e 視聴覚教育（県視聴覚教育委員会の計画
立ち上げ） f 新聞（プレス会議、県内の小地方紙20紙に関する調査） g ラジオ（「県民の時
間」の方針決定） h 公民館（52カ所運営中） 2 プログラム a 徴税 b 政治再教育（弘
報委員会、町内会、PTA寸劇について新聞の社説が扱う）

1949年3月 神奈川軍政部 民間情報課 アンソニー・メイスン

1 情報プログラム a 総論（県の中央に情報担当部門をつくることについての問題点、弘報委員

会が戦前の隣組のパターンをたどりつつある懸念、共産主義者が会議に熱気を与えているケース、軍政部の在り方) b 徴税 c 日本貿易博覧会 2 メディアの発展 a 情報センター(横浜市南区と三崎に開設) b 印刷物(県及び横浜市の出す出版物に対する評価) c 視聴覚教育(CIE映画の人気) d 新聞(神奈川新聞の新聞用紙を割り当てを増やしたいという希望) e 図書館